

教育と経済・社会を考える

第6回 教育における需要と供給のミスマッチ（その1）

—大学院重点化、専門職大学院—

福田光宏

1. 卒業生の需要と供給のミスマッチ

学校の卒業生の需要と供給にミスマッチが起こると、教育的選抜と職業的選抜のリンクが崩れ、学校を出ても、受けた教育に相応しい職に就けなくなり、大きなマイナスの経済効果を生み出し、日本の教育システムを自滅に導くことを「第4回 教育の経済効果（その2） 8. 職業的選抜への情報提供と格差の正当化」で指摘した。逆に、産業や社会が必要とする人材を学校が十分に供給できない場合にも、マイナスの経済効果が発生する。まず、この問題が明瞭に現れている大学院重点化、専門職大学院について論じる。

2. 大学院重点化

大学院重点化（大学院部局化）により博士課程修了者が急増し、深刻な就職難を招き、博士課程への志望者が減少しているという問題である。大学院重点化とは、従来の学部を基礎とした教育研究組織を大学院を基礎とした教育研究組織に改める（学部にあった講座を大学院に移す）ことであり、その際、学部の学生定員を大学院に振り替えて、大学院の学生定員を急激に増加させた。目につく変化としては、大学教員の肩書きが変わったことである。例えば、東京大学法学部教授は東京大学大学院法学政治学研究科教授に変わった。この大学院重点化は、1991年に東京大学大学院法学政治学研究科で始まり、2000年までには、北海道大学、東北大学、筑波大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京工業大学、一橋大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、神戸大学（一部の研究科）、広島大学（一部の研究科）、九州大学へと拡大した。

大学院重点化に関連して、1991年5月の文部省大学審議会答申『大学院の整備充実について』では、「欧米諸国に比し、質的にも量的にも不十分な我が国の大学院の飛躍的な充実を図るため」、「学部から独立した固有の教育研究組織としての実態を具備する方向で教員組織、施設設備を整備」することが提言され、1991年11月の大学審議会答申『大学院の量的整備について』では、「学術研究の進展や社会人のリカレント教育に対する需要の高まりなど社会の多様な要請に応じて、大学院の量的な整備を進めることが求められており、平成12年度の時点で大学院学生数を少なくとも現在の規模の2倍程度に拡大することが必要である」と提言された。

東京大学大学院法学政治学研究科の大学院重点化と大学審議会答申の時間的前後関係に注目すると、東京大学大学院法学政治学研究科の大学院重点化が先行し、それを大学

審議会答申が後追いしていることに気づく。このことに関して、天野郁夫氏は『国立大学・法人化の行方』(P.19)で、「なぜこのような、明治以来の講座の性格を大きく変えるような政策を、しかも正式にどこかで検討することなしに始めたのか。これにはいろいろな説があるようですが、ポリシー・ステートメントとして明言されたことはなく、文部省が東京大学との協議のなかで内部的に決め、しかも法学部から他学部へ、また他大学へと崩壊的に広げていったために、非常にわかりにくい改革になっています。はっきりしているのは予算の増額を求める大学側と、研究大学の大学院の抜本的な改革をはかりたい文部省との思惑が一致したところから、この動きが急進展したという点です」と指摘している。また、水月昭道氏は『高学歴ワーキングプア』(P.23-24)で「重点化の動きを最初に起こしたのが、東大法学部であった。学部の全教官を大学院の教官へとシフトして……大学院の教官が学部教育を兼任するという形式を整えたのだった。要するに、東大法学部は、文部省に対して、「ウチの大学院重点化はこのようにやってみました」という模範解答を作ってみせたわけだ。すると、文部省からは、「当局が政策として推し進めようとしている“大学院重点化”に合致してます」ということで、「予算25%増」のプレゼントが贈られている。……これを見た、東大内の他の学部や旧帝大……は、予算獲得を目指し我も我もと動いていくこととなった」と指摘している。いずれにせよ、旧文部省では、重要な政策変更に関しては、各種審議会の答申を得てから行うのが通例であったので、審議会の答申を待たずに行った大学院重点化は極めて異例な政策変更であったと言える。形式的に言えば、大学院重点化は大学院の部局化であり、大学審議会答申は大学院の規模拡大であるから、2つは違うものであるということになるが、大学院重点化により大学院の規模を拡大した面が大きいのであるから、実質的に両者は一体のものであると言えよう。

当時の国立大学の予算は教官当り積算校費と学生当り積算校費を基礎にしていたが、大学院重点化すれば、積算校費が25%ほど増えることになる。なお、2000年に積算校費制度が廃止され(詳細は後述)、このメリットは無くなったが、それ以後も大学院重点化の動きは続いている。黒木登志夫氏は『落下傘学長奮闘記』(P.274-275)で「大学院部局化を認められなかった大学からみれば、差別されたことになる。そのため、予算的なメリットがなくなっても、名目だけの大学院部局化をする大学が次々に出てきた。法人化前は、名目だけでも省令改正が必要であったが、法人化後は、大学独自の判断で出来るようになった」と指摘している。また、水月昭道氏は『高学歴ワーキングプア』(P.30-31)で「大学院重点化計画を利用することで、“大学院を有していなかった”全国各地の私立大学は、「積年の思いを叶えよう」とした。彼らは、大学院設置にほのかな期待を寄せていた。それは、実入りのアップが多少望めることもあったかもしれないが、何より大学院を持っているということ自体が、その大学のイメージアップにつながる大きかった」と指摘している。

これらの結果、大学院学生数は1991年度98,650人から2010年度271,454人へ、うち博

士課程学生数は1991年度29,911人から2010年度74,432人へ、大学院を設置する学校数は1991年度320校から2010年度616校へと大幅に増加した（文部科学省の学校基本調査による）。

3. 博士課程修了者の就職難の状況

文部科学省の平成22年度学校基本調査によると、2010年3月に大学院の博士課程を修了した者（15,842人）の就職率は61.9%である。博士課程修了者のうち、一時的な仕事に就いた者6.0%、「左記以外の者」20.0%、不詳・死亡の者9.8%である。「左記以外の者」とは、「卒業後、進学でも就職でもないことが明らかな者」のことであり、「予備校等に所属せず受験の準備をしている者」「就職活動をしている者」「家事手伝い」などである。博士課程修了者の分野別の就職率は高い順に、保健76.7%、工学69.0%、農学57.7%、理学55.3%、教育49.9%、社会科学45.8%、人文科学33.1%である。なお、学校基本調査においては、派遣社員・契約社員であっても、雇用期間が1年以上（1年以上雇用されることが確実であるものを含む）であり、かつ、勤務形態が正社員に準ずるものであれば、「一時的な仕事に就いた者」ではなく「就業者」として計上され、就職率に含まれることに注意する必要がある（文部科学省『平成22年度学校基本調査の手引き（大学、短期大学、高等専門学校）』（P.40～41））。なお、1991年3月に博士課程を修了した者の就職率は66.3%であった。

文部科学省科学技術政策研究所の『我が国の博士課程修了者の進路動向調査報告書』によると、2002年度～2006年度の博士課程修了直後の就職状況を職業区分で見ると、大学教員（専任）11.1%、大学教員（その他）7.9%、ポストドクター14.7%、「その他研究開発関連職」16.3%、医師・歯科医・獣医師・薬剤師13.5%、専門知識を要する職3.8%、その他の職4.1%、学生2.9%、専業主夫・婦0.4%、無職（専業主夫・婦を除く）2.2%、不明23.0%である。勤務形態は、常勤45%、非常勤13%、不明・非該当42%である。また、民間企業に就職した者は14%であり、そのうち65%が研究開発関連職である。研究分野別に見ると、大学教員（専任）が多いのは「その他（家政、教育、芸術等）」17%、社会16%、保健13%で、大学教員（その他）が多いのは人文19%、その他（家政、教育、芸術等）15%、社会13%で、ポストドクターが多いのは理学34%、農学30%、工学16%で、「その他研究開発関連職」が多いのは工学34%、農学25%、理学19%で、不明が多いのは社会36%、人文35%、「その他（家政、教育、芸術等）」33%である。ポストドクターになった者がその後どうなったのかを見ると、1年経過後では、ポストドクター47%、大学教員（専任）7%、大学教員（その他）3%、その他研究開発関連職5%、不明34%、5年経過後では、ポストドクター23%、大学教員（専任）24%、大学教員（その他）3%、その他研究開発関連職11%、不明34%である。

ポストドクターとは、博士号取得後に、大学、研究機関等で、任期付きで研究業務に従事しており、教授・准教授・講師・助教・研究グループのリーダー・主任研究員など

のポストについていない者のことであり、日本学術振興会特別研究員等のフェローシップ型、21世紀COEプログラム等によるプロジェクト雇用型、大学・研究機関雇用型がある。文部科学省科学技術政策研究所『ポストドクター等の雇用状況・博士課程在籍者への経済的支援状況調査 ―2007年度・2008年度実績―』によると、ポストドクターは2008年度実績で17,945人であり、分野別に見ると、ライフサイエンス6884人(38.1%)、人文・社会科学2474人(13.8%)、ナノテクノロジー・材料1540人(8.6%)、情報通信1256人(7.0%)、環境883人(4.9%)、フロンティア611人(3.4%)、社会基盤541人(3.0%)、エネルギー421人(2.3%)、製造技術278人(1.5%)、その他の分野2574人(14.3%)であり、年齢構成を見ると、30～34歳の年齢層が42%と割合が最も高く、35歳以上の割合は2004年度以降26%、28%、29%、31%、32%と増加している。文部科学省科学技術政策研究所『ポストドクター等の研究活動及び生活実態に関する分析』によると、任期は平均2.7年で、平均月給は税込みで約306,000円である。人文社会系では無給の人が多く、平均月給は約213,000円である。なお、ボーナスや通勤手当等の諸手当がない場合がほとんどであることと、自己負担で国民年金・国民健康保険に加入している人が26%いることに注意する必要がある。

また、大学の非常勤講師を掛け持ちして生活の糧を得ている人も多いが、その正確な人数は分からない。文部科学省の『学校教員統計調査』に、本務なしの兼務教員（非常勤講師のみの者）数があるが、複数の大学・学部の非常勤講師を掛け持ちしている場合、重複計上されているので、正確な人数が分からないのである。『学校教員統計調査』（2007年度）によると、本務なしの兼務教員数は72,417人で、関西圏大学非常勤講師組合『大学非常勤講師の実態と声2007』（関西圏、首都圏、福岡での2005年度のアンケート調査）によると、平均勤務校数は3.1校なので、大学の非常勤講師を掛け持ちして生活している人は23,400人程ではないかと思われる。『学校教員統計調査』（2007年度）で本務なしの兼任教員数を設置者別に見ると国立7,942人、公立3,248人、私立61,227人で、分野別にみると人文科学34,322人、社会科学8,742人、芸術8,276人、教育6,225人、工学3,884人、理学3,687人、保健3,466人、家政757人、農学438人である。『大学非常勤講師の実態と声2007』によると、大学の非常勤講師を掛け持ちして生活している人の平均年齢は45.3歳、平均経験年数は11年、平均で週9.2コマを担当（大学では授業単位のことをコマといい、1コマ=90分）、平均年収は306万円（96%が職場の社会保険に未加入）である。

文部科学省『平成21年度文部科学白書』（P.57）は「博士課程修了者については、学部や修士とは就職活動形態が異なり随時就職先が決まっていく者が多いこと、帰国する留学生が相当数いることなどから、大学がデータを捕捉できていない事例が多いため、アルバイトやパート等の一時的な仕事に就いた者や非就職者、進路不明者が実態よりも多く計上される傾向にあるものの、一定割合で就職していない者が存在すると考えられます」と述べている。また、『我が国の博士課程修了者の進路動向調査報告書』では、不明者数が多いことについて「博士課程修了者の進路情報は、各大学において必ずしも十分に把握されているとは言えず、特に、人文・社会科学分野の修了者や博士課程修了後数

年経過した者の動向については「不明」となる割合が高くなっている。……博士課程を置く各大学においては、自らの教育成果の検証と改善という観点からも、博士課程修了者の進路動向の更なる把握に努め、それらの情報を積極的に開示していくことが期待される」と述べている。しかし、これらは、大学の進路状況調査の限界や怠慢に起因する問題というよりは、夢破れ、定職に就くことができず、アルバイトで食いつないだり、家族の世話になったりしている人たちが自分の現在の状況を大学やかつて一緒に学んだ人たちに伝える気になるのかという問題であろう。水口昭道氏が『高学歴ワーキングプア』（P.74）で指摘している「塾講師・非常勤講師・肉体労働・ウェイトレス・パチプロ・そしてコンビニ店員。どれも“博士卒”たちが従事しているアルバイトだ。青雲の志を抱いて大学院博士課程にやってきて早〇〇年。ふと気がつくと、なぜか今“フリーター”。だが、フリーターであっても、消息がわかるだけまだましなほうだ。“ニート”となった者、“行方不明”、そして“自殺者”。一緒に学んだ友人と、「もう会えなくなってしまう」という話を耳にすることは、もはやまったく珍しくない」という状況は、学校基本調査や『我が国の博士課程修了者の進路動向調査報告書』のように大学を通して行う調査では見えてこない。「左記以外の者」「不詳・死亡の者」「不明」ということばで処理され、検討の対象外とされてしまうのである。

なお、元村有希子氏は「論説 大学院重点化は一体なんだったのか」で、「博士の就職難は分野によって事情が異なり、余剰感の強い生物系や理論系に比べて、工学、化学などではむしろ不足感があるという」と指摘している。また、文部科学省科学技術政策研究所『一博士人材の将来像を考える— 理学系博士課程修了者のキャリアパス』は、「化学専攻については、民間企業との繋がりが比較的強く、また「大学と民間企業での研究にあまり差がない」こともあり、修了者が「素材」開発を中心に、電気機器、ケミカル、薬学まで、幅広い分野の企業で採用される傾向にある。しかし、生物専攻についてはポストドクターとしての需要は多くあるものの、バイオ分野が産業的に成長していないこともあり、民間企業への就職は必ずしも容易ではない」と指摘している。文部科学省科学技術政策研究所『一博士人材の将来像を考える— 農学系博士課程修了者のキャリアパス』は「食品系、化学系、獣医系などに関連する専攻で民間企業の採用ニーズが比較的高く、農学系、酪農系、バイオ系などではポストドクター等の任期付研究者になる傾向にある」と指摘している。

4. 専門職大学院

専門職大学院には、修了者の就職難、その結果として、志望者の減少と定員割れの問題がある。専門職大学院は、高度専門職業人の養成に目的を特化した課程として、2003年度に創設された。法科大学院、ビジネス・MOT、会計、公共政策、公衆衛生、知的財産権、臨床心理等の分野で開設が進み、2008年度には、実践的指導能力を備えた教員を養成する教職大学院が開設された。MOTは、“Management of Technology”（技術経営）の略

で、新しい技術で新しいものを作り出すための経営管理についての学問分野である。2010年5月現在で、法科大学院74校、ビジネス・MOT系30校（32専攻）、会計系17校、公共政策系8校、公衆衛生系3校、知的財産権系3校、臨床心理系5校、教職大学院25校、その他15校（17専攻）が設置されている。その学生数は、2003年度の645人から2010年度の23,191人へと大幅に増加している（文部科学省の学校基本調査による）。専門職大学院の修業年限は通例2年（社会人向けに1年コースもある）で、修了者には「〇〇修士（専門職）」の学位が与えられる。法科大学院は、法学未修者課程3年、法学既修者課程2年で、修了者には「法務博士（専門職）」の学位が与えられる。

司法試験の受験資格を得るためには、原則として法科大学院を修了しなければならないが、司法試験予備試験に合格すれば、法科大学院を修了していなくても、司法試験を受験できる。公認会計士試験の受験資格に制限はないが、会計大学院の修了者は公認会計士試験の短答式で4科目中3科目が免除される。弁理士試験の受験資格に制限はないが、大学院（知的財産権系の専門職大学院に限らない）の修了者は一定の基準を満たせば、弁理士試験の一部科目が免除される。臨床心理士（日本臨床心理士資格認定協会が認定する民間資格）の受験資格を得るためには、原則として指定大学院を修了していなければならないが、臨床心理系の専門職大学院以外の一般の大学院の臨床心理専攻等も数多く指定されている。ただし、臨床心理系の専門職大学院の修了者は一次試験の論文記述試験が免除される。

なお、この専門職大学院の創設に先立って、1999年に、高度専門職業人養成に特化した実践的な教育を行う大学院修士課程として専門大学院が設けられていた。

5. 専門職大学院の定員割れと就職難の状況

平成22年度学校基本調査によると、2010年3月に専門職大学院を修了した者（8,669人）の就職率は34.8%である。なお、専門職大学院修了者のうち55.2%を占める法科大学院修了者（4,787人）の就職率が3.0%と非常に低いことに注意が必要である。法科大学院修了者を除いて、専門職大学院修了者の就職率を計算すると、73.9%となる。

文部科学省中央教育審議会大学分科会大学院部会専門職学位課程ワーキンググループ（第3回）配布資料3-1「専門職大学院の実態調査の結果概要」、同3-2「専門職大学の実態調査（資料）」によると、「平成21年度の全体の定員充足率は、0.92（定員割れ：41/83専攻）、平成18年度から、定員充足率は1.0倍を下回り、以降はほぼ横ばい」「全体の競争倍率は平成16年度から1.5倍程度でほぼ横ばい」「平成21年度における入学者の内訳では、全体で社会人が一番高く（52.3%）、次に学部新卒（27%）、留学生（10.9%）」である。修了者の進路の状況は、就職71.6%、進学2.2%、その他（不明等）26.3%で、入学前の出身別に見ると、学部新卒者が就職55.8%、進学1.7%、その他（不明等）42.5%、社会人が就職85.3%、進学2.0%、その他（不明等）12.8%、留学生が就職64.8%、進学約6.9%、その他（不明等）28.3%となっている（就職の中には有職で入学する者も含む）。学部新卒者の進路を

分野別に見ると、会計系の就職率34.9%、公衆衛生系の就職率38.5%、ビジネス・MOT系の就職率43.1%と低いのが目につく。修了者の進路における課題として、全体的に「資格と直結しない分野は、就職活動や社会人学生の職場復帰において優遇されない、進路先への教育内容のアピールが課題、専門職大学院で学んだ内容が企業で直接役立ちにくい、ある年齢を超えると大学院新卒としてではなく、中途入社扱いとなる等、資格と直結する分野は、試験に合格しても就職が難しい、試験勉強等のケアが課題」、ビジネス・MOT系では「新卒者の就職活動や社会人学生の職場復帰において優遇された事例はない、企業を退職してきた者の就職が芳しくない、米国と比べMBAの評価が高くない」、会計系では「会計大学院の修了がなくとも公認会計士試験の受験が可能のため、会計大学院の学修を進路に活かすことが困難、修了後数年経っても合格できない修了生への対応が課題、試験合格者の監査法人への就職が困難なため企業や自治体への就職を増やすことが課題」、公共政策系では「大学院での授業の履修と国家公務員試験の両立が予想以上に困難、官庁等からの派遣者は多いが、新たに公務員に就職する者は少数」、臨床心理系では「臨床心理士の資格取得は、実質的に修了後1年となるため、その間は常勤職とならない場合が多く、修了と同時の常勤職の確保が課題」などが指摘されている。MBAは、“Master of Business Administration”の略で、英米圏においてビジネススクール（経営大学院）の卒業者に与えられる学位のことで、日本ではこれをまねて、経営系の専門職大学院の修了者に与えられる学位のことをこう呼ぶ。なお、この実態調査では、法科大学院と教職大学院は対象外になっている。

文部科学省の報道発表「教職大学院設置計画履行状況等調査の結果等について（平成21年度）」によると「平成21年度入学者選抜で24の教職大学院中、11の教職大学院で定員未充足となっている。主な理由は1.教育委員会からの派遣者数の伸び悩み、2.学習・成果の理解への不十分さ、3.修了後のインセンティブの問題、4.都市部の教員採用数増加による進学者の減少、5.学生の経済的負担の問題、6.現職教員の多忙のための学習機会の確保の困難さ、7.広報期間・募集期間の不十分さ（特に21年度新設大学）といった点があげられる」とのことであり、同「(平成22年度)」によると「各教職大学院では、教育委員会に働きかけ、学部新卒学生確保のため、教員採用試験の免除、試験合格者への名簿搭載期間の延長等のインセンティブの設定等がなされている。また、入学試験の工夫や入学説明会の開催など努力を行い、全体として入学者定員の充足率が改善している。しかし、いくつかの教職大学院では、定員充足率が低い状況が続いて」とのことである。教職大学院に教員養成系の学部から進学する者は少なく（しかも、教員採用試験に落ちたため進学する学生が多い）、教育委員会から派遣された現職教員と教員養成系でない学部の卒業生が多数を占めている。平成22年度学校基本調査によると、2010年3月に教職大学院を修了した者（529人）の就職率は90.7%である。

6. 司法試験合格率の低迷と法科大学院志願者の減少

総務省『法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会報告書』によると、「新司法試験の合格者数の推移をみると、平成18年が1,009人、19年が1,851人、20年が2,065人、21年が2,043人、22年が2,074人となっている」。これに対し「法科大学院の総入学定員は、平成16年度が5,590人、17年度は5,825人に増加し、以降21年度までは5,800人前後で推移したが、法科大学院教育の質の一層の向上のための自主的な入学定員の削減等を見直しを求めた平成21年中教審報告等を踏まえ、22年度は、前年度に比べ△856人(△15%)減の4,909人となっている。なお、文部科学省の調査によれば、平成23年度は、これまで入学定員を削減していない法科大学院を中心に入学定員の見直しが検討されており、総入学定員は、最大であった17年度に比べ△1,254人(△21.5%)減の4,571人となる見通しである」なので、「新司法試験の合格率(合格者数÷受験者数)は、法学既修者のみが受験した平成18年は48.3%であったが、法学未修者が加わった19年は40.2%、20年は33.0%、21年は27.6%と減少傾向にあり、22年は過去最低の25.4%となっている」「修了年度別の累積の合格者の割合は、平成22年の新司法試験が終了した時点で、17年度修了者(法学既修者のみ)が71.5%(受験者実数2,122人、合格者数1,518人)、18年度修了者が51.1%(受験者実数4,241人、合格者数2,167人)となっている」「5年間に3回という受験回数制限の下、受験資格を喪失した者の数は、平成22年の新司法試験が終了した時点で、1,737人となっている」。この状況を見て「法科大学院の志願者数は、制度が発足した平成16年度は延べ72,800人であったが、減少傾向にあり、22年度は延べ24,014人(△67%)となっている」「法科大学院の入学者選抜の競争倍率(合格者数÷受験者数)の平均は、制度が発足した平成16年度は4.45倍であったが、減少傾向にあり、22年度は2.75倍で、入学定員を削減したにもかかわらず前年度を下回る結果となっている」。

司法試験不合格者の進路については、ほとんど把握されていないようである。総務省『法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会』第2回議事録によると、不合格となった人のその後について把握しているかとの委員からの質問に対して、文部科学省高等教育局専門教育課長は「各法科大学院で修了者のその後の状況を把握しているところもあるんですが、ただ、その結果をみますと、不明というふうになっているのが大半を占めておりまして、そこが例えば受験を引き続きしているものなのか、連絡がとれなくなってしまっているものなのかという限界もございまして、合格している方とそれ以外の、例えば公務員になられる方、企業に行かれる方もおられると思いますが、ただ、大半が不明とか、未定という形になっておりまして、その点での把握は一定の限界があるんだろうと思っています」と答えている。

7. 企業が博士課程修了者、専門職大学院修了者の雇用に消極的な理由

日本経済団体連合会『企業における博士課程修了者の状況に関するアンケート調査結果・要旨』によると、「新卒採用(技術系)の約73%は修士で、博士は約3%。博士の採

用を増やしたいとする企業は約10%。ほとんどの企業が博士の採用枠を設定しておらず、「能力次第で判断する」としている。「博士を高く評価している点は、「専門知識・専門能力」「研究遂行能力」「論理的思考能力」など。一方、問題があると考えている点は、「コミュニケーション力」「協調性」「業務遂行能力」などをあげている。博士課程修了者に期待する資質としては、「リーダーシップ」「課題設定能力」「マネジメント力」「チャレンジ力」などが多くなっている」「約73%の企業が給与・処遇面で博士に対する優遇措置はなく、あくまで業績評価を基本としている」「同年齢の修士課程修了者と比較した場合の博士課程修了者の知識、業務遂行能力等について、約79%の企業が「ほぼ同等」と回答」「同年齢の修士課程修了者と比較した場合の博士課程修了者の能力の伸びについて、約90%の企業が「ほぼ同等」と回答」しているとのことである。

また、日本経済団体連合会『大学院博士課程の現状と課題（中間報告）一次代を担う博士の育成と活用に向けて一』は、「産業界、大学の双方に、わが国の博士課程は、「優秀な人材が博士課程に進学しない」→「博士人材の能力、付加価値が不明確であり、ばらつきがある」→「企業が博士人材の採用に消極的」という一種の“悪循環”に陥ってしまっているとの共通の認識がある」と指摘している。

文部科学省科学技術・学術審議会人材員会『知識基盤社会を牽引する人材の育成と活躍の促進に向けて』は、「最近の企業の採用実績を見ると、企業は博士号取得者を積極的には採用しておらず、その採用状況もほとんど変化が見られない。その原因としては、企業が博士号取得者に求める素養・能力を明らかにしていないことや、企業側に素養・能力を適切に評価できる体制がないこと、さらには博士号取得者が企業の期待する素養・能力を満たしていないこと等が指摘されている」「産業界は、博士号取得者の採用に際し、研究の成果のみならず、課題設定・解決力や幅広い科学技術的素養等の評価し、適性に応じて、研究職以外にも事業・経営等の各部門において活躍することも期待している」「博士号取得者の就職状況を見ると、規模の大きな企業ほど採用されやすい傾向にあるが、こうした企業では、博士号取得者に対し、組織や研究開発チームの中核を担うリーダーとしての役割を期待している。他方、博士号取得者の高度な研究能力は、研究開発型のベンチャー企業等においても相応の需要がある」「「ポストドク問題」は、アカデミアにおけるポスト不足が原因の一つである。また、多くのポストドクターの専門分野は、産業界で人材需要の高い分野ではなく、産業界に活躍の場が少ないことも原因と考えられる。ポストドクター自身も、専門分野以外の社会の多様な場で活躍できるだけの素養・能力を必ずしも十分に身に付けてこなかったことや、ポストドクターを繰り返すうちに高齢化してしまったこと、ポストドクターを雇用した経験のない企業はポストドクターの採用を躊躇する傾向にあることなどが、この問題を一層深刻にしている」と指摘している。

名取研二氏は「工学系の博士課程教育を考える」で「企業に長く在職して時には新人の採用に関わった身として、企業側から見た思い……の一端を述べてみよう。……博士

を採用すると、将来の幹部候補となる優秀な人材として社内の期待が集まる。いきおい、同一年齢層（というより、学部レベルに変換された採用年度で分類されるが）で比較される。すでに社内で数年の実務経験のある学部・修士卒生はそろそろ一人前に成長してきているとき、3年遅れで入社した博士卒は、多くの場合大学で携わってきた仕事と異質の業務内容を前にして、当面は成果の見えない苦闘を強いられることとなる。博士の学位を給与面で特に優遇していない場合が多いが、このような場合でも、同じような賃金を払っていて片や業務に着実な成果が出て、片やほとんど成果がないという対比はどうしても目立つことになる。……やがて多くの優秀な博士卒生たちも仕事を覚えて一人前に育っていく。しかし、大学で自分の研究分野に打ち込み博士卒の年齢層に達した一部の人は、フレキシビリティが少なくなっていて新しい異質の分野への転換・能力発揮がうまく図れないケースがある。……うまくいかなければ、本人にとっても、また会社にとっても大きな不幸である。……博士卒の採用はリスクがあるとの印象が後に残る。……社内で年次を重ねていき、博士卒採用組が優れれば「さすがやっぱり博士」と見られるが、それで普通と判断される。生え抜き組が優れれば「何だ、博士もたいしたことではない。学部・修士卒で充分ではないか」と、博士採用が敬遠されかねない。博士卒採用が特別な目で見られる状況は、少数の例外的な採用であることと関係している」と指摘している。

福島武彦氏は「持続可能な大学院経営」で「博士課程修了者の採用を行っている企業数人にも上記（注：博士課程修了者の進路の問題）の悩みを話した。こうした企業では専門性よりも仕事に対する柔軟性が求められていて、課程博士は一般的にそうした能力に欠けていること、年功序列が守られている社会に異質なものが入りこみ人事管理がやりにくいこと、が課程博士の採用をためらわせている原因のようである」と指摘している。

天野郁夫氏は『国立大学・法人化の行方』で、法科大学院は別として「専門職大学院は、……ほとんどが、「専門的職業（プロフェッション）」として確立されているとも、社会的に認知されているともいいがたい、「専門家（スペシャリスト）」と呼ぶ方がふさわしい人材の養成を目的としたものである。……このことは専門職大学院が真に社会的に必要とされる、また「国際的」に通用する「高度専門職業人」の養成機関へと成長し、卒業後の職業機会や経済的報酬を含めて制度として社会的に定着するまでには、…長い道のりが必要である」（P. 281）、「アメリカの「職業大学院（プロフェッショナル・スクール）」は、医師や法曹という伝統的な、確立された専門的職業人養成のためのスクールの整備・拡充に始まり、それを理想型として他の専門的職業のためのスクールが次々に制度化される形で発展してきた。職業の専門職業化（プロフェッショナルイゼーション）の社会として知られるアメリカでは、職業大学院（プロフェッショナル・スクール）の開設が、ある職業集団の専門職業化の証とみなされる。つまり専門的職業としての社会的認知が職業大学院の設置によって裏付けられる、という関係が形成され

てきた」(P.284)と指摘している。

「第2回 教育経済学の基本 7.仕事競争モデル」でも述べたことであるが、日本の企業は、同質者の集団である「タテ社会」の伝統に、異質な能力を持つ者が集まる必要がある近代企業を無理に接ぎ木したものである。その結果、表面的な同質性を強調し、異質性を覆い隠すことによって、組織を維持している。日本の企業はジェネラリスト偏重と言われている。ジェネラリスト同士は同質な存在なので、「タテ社会」の維持に好都合なのであるが、全員が本当のジェネラリストならば、近代企業を運営していくことは不可能である。そのため、日本の企業では、ある程度の専門性を持ったジェネラリストという中途半端な社員が主流となっている。しかし、中途半端では済まされない分野がある。先ず、技術者がスペシャリストとして認知されたのであるが、それは、企業というムラの中に技術者のムラを作るという形であった。ムラの中にムラを作らなければ、異質者であるスペシャリストを排除しようとする「タテ社会」の企業文化に対抗できなかったのである。技術者ムラも「タテ社会」であるから、表面的な同質性が要求される。その結果、中途半端なスペシャリストの集団が出来上がる。この技術者ムラは当初は大学学部卒が中心メンバーであったが、長い時間をかけて修士課程修了者が中心メンバーになっていった。そこに、突然、博士課程修了者が入ってくるのは、異質者の侵入であり、排除の文化が働く。日本経済団体連合会『企業における博士課程修了者の状況に関するアンケート調査結果・要旨』で博士課程修了者はコミュニケーション力、協調性に問題があると指摘し、名取研二氏が「工学系の博士課程教育を考える」で「大学で自分の研究分野に打ち込み博士卒の年齢層に達した一部の人は、フレキシビリティが少なくなっていて新しい異質の分野への転換・能力発揮がうまく図れないケースがある」と指摘し、福島武彦氏が「持続可能な大学院経営」で「企業では専門性よりも仕事に対する柔軟性が求められていて、課程博士は一般的にそうした能力に欠けていること、年功序列が守られている社会に異質なものが入りこみ人事管理がやりにくいこと、が課程博士の採用をためらわせている原因のようである」と指摘しているのは、博士課程修了者は同質性に欠ける場合が多いので、技術者ムラの仲間に入れにくいということである。博士課程修了者を仲間に入れたとしても、同質者として扱わなければ、技術者ムラの秩序を維持できないで、日本経済団体連合会『企業における博士課程修了者の状況に関するアンケート調査結果・要旨』が指摘するように、「約73%の企業が給与・処遇面で博士に対する優遇措置はなく、あくまで業績評価を基本としている」ということになる。給与・処遇面で博士に対する優遇措置はないということであれば、博士課程に要した学費と働いていれば得られたであろう放棄所得は損ということになる。その結果、日本経済団体連合会『大学院博士課程の現状と課題(中間報告)一次代を担う博士の育成と活用に向けて一』が指摘する「優秀な人材が博士課程に進学しない」→「博士人材の能力、付加価値が不明確であり、ばらつきがある」→「企業が博士人材の採用に消極的」という一種の“悪循環”に陥ってしまい、日本経済団体連合会『企業における博士課程修了

者の状況に関するアンケート調査結果・要旨』で指摘するように「同年齢の修士課程修了者と比較した場合の博士課程修了者の知識、業務遂行能力等について、約79%の企業が「ほぼ同等」と回答」「同年齢の修士課程修了者と比較した場合の博士課程修了者の能力の伸びについて、約90%の企業が「ほぼ同等」と回答」という結果になる。

事務系ムラでは、本当のスペシャリストにしかできない業務は、弁護士、会計士、税理士などに外注するという方法でしのいできた。弁護士、会計士、税理士などを会社に取り込んでも、少数者である彼らには、自分たちのムラを作って、事務系ムラに対抗するという術がない。MBA保持者に対しては、彼らが学んできたものの実用性に対する懐疑がある。また、MBA保持者は非実用的な学問的知識をひけらかし、理屈をこねる異質者であるとみなされて、事務系ムラから排除される。MBA保持者がMBAムラを作って、事務系ムラに対抗できる勢力にならない限り、日本の企業でMBA保持者が尊重されることはない。専門職大学院は「職業の専門職業化（プロフェッショナルライゼーション）の社会として知られるアメリカ」に適した制度である。それを「タテ社会」である日本に持ち込んでも成功するはずがないのである。日本では、本当のスペシャリストは、弁護士、会計士、税理士のように企業外で自立して（あるいは、自分たちだけで企業を組織して）生きていくしかないのである。

このような日本企業の「タテ社会」的な組織が、国際競争力を削いでおり、経済のグローバル化に対応できないから変革する必要があるという意見もあるだろうが、日本人に深く根付いている「タテ社会」文化は容易には変わらない。そもそも、専門職業化が進んだ組織には、スペシャリスト同士の意思疎通に問題があり、柔軟性に欠けるという欠点もある。

アメリカで職業大学院の卒業生が高く評価される理由はJ. W. マイヤーの正当化理論によってある程度説明できるかもしれない。制度化された教育は、従来個人的な判断や勘などに頼っていた仕事の方法を、精神医学、心理学、経営学、経済学などの合理化された知識体系に編成し、それに従わせようとする。合理化された知識が制度的規則となり、合理化された知識に基づかない知識は非合理的なものになるのである。そして、学校は合理化された知識を教え、誰がそのような知識を持っているかを認定する。精神医学と精神科医、経営学とMBA保持者などがこれである。そして、企業は、MBA保持者やエコノミストを取り込む。それは、経営学や経済学に基づいて企業活動がなされているということが、投資家や企業の成員に正当性を与えるからである。たとえ、投資や企業活動に失敗が生じて、合理的な知識体系に基づき、合理的な決定がなされたという説明がなされ、正当化されるのである。その合理的な知識体系が本当に利潤の増加などに寄与しているのかなどは考慮されないのである。高学歴者が成功するのは、彼らが必要な知識を教育で身に付けるからではない。専門職の資格や組織の規則などで、そのような知識を持った者が必要であるという定義が最初からなされているからである。高い地位は高学歴者のためにあらかじめ準備されているのである。以上が正当化理論の概要であ

るが、日本では、経営学や経済学に対する不信感があり、経営学や経済学に基づいて企業活動がなされているということが、投資家や企業の成員に正当性を与えないので、企業は、MBA保持者やエコノミストを取り込もうとしないのではないだろうか。

アメリカでもMBAに対する批判がある。森本三男氏は「経営者教育 MBAコースとその対極」でアメリカにおけるビジネススクール批判を紹介しており、それによると、J. PfefferとC. T. Fongは“The End of Business Schools? Less Success Than Meets the Eye” (*Academy of Management Learning and Education*, 2002, Vol. 1No. 1, 78-95) で「実践の英知や熟達ではなく、言語や概念を強調する教育は2年間のMBAコースの内容をコンサルティング会社が3週間コースで復元してしまう程度の内容の薄いものである」「リーダーシップ、コミュニケーション能力、英知のような学習困難なものの教育が期待されているにもかかわらず、実際は学習や模倣の容易な分析手法の教育に終わっている」「ものごとの観照と省察の基礎になる体験学習（臨床訓練ないし行動による学習）がほとんど行われていない」「ビジネススクールで行われている研究は、問題志向より理論志向になっていて、有用性よりも方法的妥当性を重視し、教育に結びつかないばかりでなく、実践への影響力を大きく低下させている」と批判し、ヘンリー・ミンツバーグは『MBAが会社を滅ぼす マネージャーの正しい育て方』（日経BP社、2006年）で「経営者教育にとって最も重要な前提条件は経験であり、マネージャー経験のない従って比較的若い学生を教育しているMBAコースは、その出発点が誤っている」「MBAコースが行っているケース中心も講義中心も、経営者教育に役立たない分析至上主義という点では本質的に同じ」「MBAコースで行われているのは、経営の教育ではなく財務・会計・マーケティング等の経営技術の教育であり、スタッフの育成に過ぎない」「修了者の多数就職先から極論すれば、MBAコースはコンサルタントと投資銀行家の「花嫁学校」になっている」と批判している。

元村有希子氏は「論説 大学院重点化は一体なんだったのか」で、「ある大手メーカーの幹部は「博士でさえ敬遠する企業は多い。まして、最初に就職できなかったポストクとなると『できない博士』とレッテルを貼る人は多い」と打ち明ける」と指摘している。また、総務省「法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会」（第6回）の議事録によると、安念潤司氏は、5年以内に3回という司法試験受験回数制限の下、受験資格を失った人の就職に関して、「私、ロースクールが始まる前とか始まってから、何人もの経済人の方、経営トップに近い方々に、雑談の中で、そのことだけを伺ったわけじゃありませんが、「三振した人間はそれでも一応の素養があるんだから、採ってもらうなんていうことはできないものでしょうかね」と伺ったら、「そんなことがあるはずない」とおっしゃる。「3回チャンスがあつて、お上からこいつはだめだという烙印を押されたやつをわざわざ採るばかな企業がどこにある」と。私が会った限りでは、すべての経済人が判で押したようにそのようにおっしゃっております」と発言している。「タテ社会」である企業では、ポストク生活や受験生活で年をとった人は、年功序列に組み入れ

困難な存在であり、年をとって柔軟性を失っているから各企業独自の文化に染まりにくい（同質化困難な）存在であるとみなされるのである。

8. 歴史的背景

大学院重点化、専門職大学院の問題の背景には、高等教育システムの戦後改革の問題と、旧文部省、文部科学省が維持・拡大してきた国立大学の格差構造（講座制と学科目制など）がある。

第二次世界大戦前の日本では、高等教育は、大別して、大学、（旧制）高等学校、（旧制）専門学校、師範学校の4種類の学校によって行われてきたが、戦後、これらの学校は全て、大学（新制大学）に統合された。このことに関して、天野郁夫氏は『国立大学・法人化の行方』（P.216-217）で、「新制大学の学部教育は従来通り専門学部制をとることになったが、旧制度の大学・専門学校が専門（職業）教育に偏していたことへの反省から、すべての新制大学が原則2年の「一般教育課程」を置くことを求められた。このことは新しい4年制大学では、学部段階の専門（職業）教育の期間が従来の3年から2年に短縮されたことを意味する。このように専門（職業）教育の年限を短縮してまで一般教育、いかにすれば高等普通教育をすべての大学に義務づけた背景には高度の専門教育、とくに専門職業教育は、アメリカと同様に大学院段階で行えばよいという占領軍側の認識があったものと思われる。すなわち学部段階の教育改革は、アメリカ的な大学院制度、とりわけ専門職業教育に特化した「プロフェッショナル・スクール」制度の創設を、暗黙の前提として進められたみることができる。アメリカの大学院制度が、「研究大学院」（グラデュエート・スクール）と「職業大学院」（プロフェッショナル・スクール）の、二元的構造を持つことはよく知られている。それははじめから専門学部制をとり、専門職業人の養成中心に発展してきたヨーロッパの大学と違って、アメリカの大学が人間形成重視の教養教育・高等普通教育の場であるカレッジ（リベラルアーツ・カレッジ）から出発し、やがて大学教員・研究者養成のための「研究大学院」を開設し、さらには専門職業教育人養成の場として「職業大学院」を発達させてきたという歴史的経緯に由来している。最近までヨーロッパ諸国に制度化された大学院が存在しなかったことから知られるように、大学院制度はアメリカの大学にきわめて特徴的なものだったのである。ヨーロッパの大学をモデルに成立してきたわが国の戦前期の大学にも、実は大学院が設置されていた。ただし「ユニバーシティ・ホール」と英訳されたその大学院は、「研究を継続したいと希望する学生が、指導教官の指導下に各自の研究を進める場所と考えられていたのであって、学位取得希望者ないし学問研究者の養成機関としての側面を強く持つ」場所（海後宗臣・寺崎昌男『大学教育 戦後日本の教育改革9』東京大学出版会、1969年、278頁）であった。つまりそれは「研究」大学院、しかもアメリカのように教員組織や教育課程の裏づけを持つ独立した教育研究組織としての大学院ではなく、学部が付随的で自立制を欠いた、制度化されたとはいいがたい組織として開設され運営されてきた

のである。その日本的伝統が新制度の大学院にもそのまま引き継がれ、さまざまな歪みを生む原因になってきたことはあらためて指摘するまでもないだろう」と述べている。

戦前期の高等教育機関には、講座制と学科目制という教育・研究組織の違いがあり、講座制は教育と研究の機能を併せ持つ旧制の大学で、学科目制は教育の機能だけを持つ（とされていた）高等学校、専門学校でとられていた。戦後、大学、高等学校、専門学校、師範学校が新制大学に統合された時、講座制は、旧制の大学であった大学の学部だけでとられ、旧制の高等学校、専門学校、師範学校であった大学の学部では学科目制がとられた（医・歯学部だけは講座制）。つまり、大学間で、大学内の学部間で（例えば、旧帝国大学内でも、一般の学部は講座制だが、旧制高等学校を引き継いだ教養部は学科目制であった）、講座制と学科目制という格差の構造が生まれたのである。講座制では教授1人、助教授1人、助手1人（工学系では2人、臨床系では3人）で1つの講座を構成するが、学科目制では教科目ごとに1人の教授または助教授が配置される。講座制と学科目制では、（旧）文部省から配分される予算額（教官当り積算校費）に格差があり、また、大学院は講座制をとる学部だけに設置を認められたという格差があった。教官当り積算校費の格差に関して、齊藤徹史氏と水田健輔氏は「戦後の積算校費の推移に関する研究」で、「学科目制の単価と講座制のそれでは大きな隔りがあった。昭和24年度、学科目制（教授）と講座制の非実験では単価の割合が1：1.87であり、実験では1：2.03であった。その後も差は埋まることなく、昭和38年度で1：4.40と1：5.22、昭和58年度で1：3.36と1：3.85、平成11年度に至っても1：3.36と1：3.85である。このような格差の存在については、学科目制の新制大学から強い不満が生じるのは当然であるが、これに対して、国の財政負担の観点からすれば、「教授陣容に相当質的な隔りがある」としてやむをえないとの見解もあった」と指摘している。また、天野郁夫氏は『国立大学・法人化の行方』（P.131～132）で、「こうした年々の資金の配分額の差異は積み重なって、大学間の格差を拡大する方向に働き、大学間の格差構造を生み出してきた。その格差が、とりわけ戦前期以来の歴史を持つ（つまりは、長年にわたってより多くの人的・物的な資源投入を受けてきた）帝国大学に代表される旧制大学と、戦後の学制改革により専門学校や高等学校、師範学校を母体に大学になった新制大学との間で、落差といえるほどに大きなものであったことはあらためていうまでもないだろう」と指摘している。このような旧文部省の施策に対して、地方国立大学、教養部は不満を持っていた。1960年代になって、学科目制をとる学部にも理工系を中心に修士課程のみの大学院の設置が認められ、修士講座として積算校費の引き上げ（博士講座に比べるとかなり低い）など、ある程度の配慮がなされた。この背景には、理工系の技術者養成のために大学院修士課程を強化して欲しいという産業界からの要望があったものと思われる。

1991年になって、大学設置基準の大綱化と大学院重点化という2つの大きな政策転換があった。1991年2月の文部省大学審議会答申『大学教育の改善について』に基づく大学設置基準の大綱化では、それまで大学が順守すべきカリキュラムの枠組みを細かく規定

してきたことを改め、大学の自主的なカリキュラム編成に委ねる範囲を拡大し、一般教育と専門教育の区分を廃止した。この結果、教養部の解体が急速に進み、教養部所属の教員は、各学部や教養部廃止により新設された学部・大学院に配置換えされ、一般教育は共通教育などと名前を変えて、各学部の協力により実施されることになった。この教養部の解体には、2つの要因があったと言われている。第1に戦後改革によって、専門教育の年数が3年から2年に短縮されたことに不満を持っていた学部の教員が一般教育の圧縮により専門教育の拡充をはかろうとしたこと、第2に、教養部の教員の不満（学部の教員より格下に見られる、学科目制の教養部は講座制の学部より研究費が少ないなど）である。天野郁夫氏は『国立大学・法人化の行方』（P.247）で、大学設置基準の大綱化により「学部段階で実質的に4年間を通じて、しかも自由に専門（職業）教育を行うことが可能だというのであれば、社会的な需要の定かでない人文・社会科学分野の専門職業人養成を目的として大学院を、積極的に開設する必要性は小さいことになる。同時期に進められることになった「大学教育改革」と大学院拡充政策の間には、その意味で大きな不整合があったというべきだろう」と指摘している。大学院拡充政策とは、前述した大学院重点化及び大学審議会答申『大学院の整備充実について』『大学院の量的整備について』のことである。大学審議会答申『大学院の量的整備について』では、人文・社会科学関係について「現在のところ、この分野について一般的には大学院の量的拡充に結びつくほど人材需要は大きなものとして顕在化していないが、高度の専門的知識・能力を有する人材の養成を目的とする分野、例えば、人間科学、カウンセリング、国際関係、地域研究、実務法学、社会情報システム、経営システム科学、現職教員のリカレント教育などについては、既に需要が顕在化しつつあり、今後、ますます増大するものと予想される。また、人文・社会科学における学際領域あるいは人文・社会科学と自然科学との学際領域の発展も予想され、それらの分野における人材需要が増加することが見込まれる。更に、職業上の知識のリフレッシュの必要性などから、人文・社会科学全般にわたる成人層の生涯学習のニーズも高まりつつある。このため、これらの需要動向を見極めつつ、これに対応するものについては、単に修士課程の拡充のみでなく博士課程を含めて逐次整備充実を図っていく必要がある」と述べられ、これが専門大学院、専門職大学院へつながっていく。

1998年10月の大学審議会答申『21世紀の大学像と今後の改革方策について ―競争的環境の中で個性が輝く大学―』は、「これからの大学院には、i)学術研究の高度化と優れた研究者の養成機能の強化、ii)高度専門職業人の養成機能、社会人の再学習機能の強化、iii)教育研究を通じた国際貢献が特に求められており、いずれの面からも大学院の更なる整備充実が必要である。……国は……特に大学院修士課程における高度専門職業人の養成に留意し、量的な拡大を図る……必要がある」「国際的にも社会の各分野においても指導的な役割を担う高度専門職業人の養成に対する期待にこたえ、大学院修士課程は、その目的に即した教育研究体制、教育内容・方法等の整備を図り、その機能を一層

強化していくことが急務となっている。そのため、これまでの高度専門職業人の養成の充実と併せて、これを更に進め、特定の職業等に従事するのに必要な高度の専門的知識・能力の育成に特化した実践的な教育を行う大学院修士課程の設置を促進することとし、制度面での所要の整備を行い教育研究水準の向上を図っていく必要がある。高度専門職業人の養成に特化した大学院修士課程は、カリキュラム、教員の資格及び教員組織、修了要件などについて、大学院設置基準等の上でもこれまでの修士課程とは区別して扱い、経営管理、法律実務、ファイナンス、国際開発・協力、公共政策、公衆衛生などの分野においてその設置が期待される」と述べている。この答申に関して、天野郁夫氏は『国立大学・法人化の行方』(P.257)で、「理工系の場合、人材需要が着実に学部卒から大学院修士課程修了者に、つまり答申のいう「高度専門職業人」に移行し、一部の業種・職種では修士卒が採用の主流になってきたのに対して、人文・社会系の場合には人材需要は依然として圧倒的に学部卒中心のままである。それだけでなく同じ専門職業教育といっても理論と実践が結びついた、しかも体系的で構造化された教育課程を持ち、したがって学部教育と連続的な、しかしより高度の大学院教育を構築しやすい工学系などと違って、人文・社会系の場合には、学部段階の専門職業教育自体が体系的・構造的で実践的であるとはいいがたく、その延長上に連続的に「高度」専門職業教育のカリキュラムを設定しうる状況にはない。いいかえれば、人文・社会系修士課程の「高度専門職業人」の養成機関化は、既存の大学院の改組・再編だけで対応することがきわめて難しい。答申がそれとは別に「高度専門職業教育」に特化した、従来のそれとは著しく異なる新しいタイプの修士課程大学院の制度化構想を打ち出したのは、そのためとみてよい」と指摘している。

この答申を受け、大学設置基準が改正され、2000年から専門大学院が開設され始めたが、設置があまり進まないうちに、2003年に専門職大学院に衣替えした。これは、司法制度改革の一環として打ち出された法科大学院構想への対応のためである。1999年に内閣に司法制度改革審議会が設置され、同審議会からの依頼により2000年に文部省に「法科大学院(仮称)構想に関する検討会議」が設置された。司法制度改革審議会は2001年6月に『司法制度改革審議会意見書 ―21世紀の日本を支える司法制度―』を出し、その中で「これまでの大学における法学教育は、基礎的教養教育の面でも法学専門教育の面でも必ずしも十分なものとは言えなかった上、学部段階では一定の法的素養を持つ者を社会の様々な分野に送り出すことを主たる目的とし、他方、大学院では研究者の養成を主たる目的としてきたこともあり、法律実務との乖離が指摘されるなど、プロフェッショナルとしての法曹を養成するという役割を適切に果たしてきたとは言いがたいところがある」「現行制度の問題点を克服し、司法(法曹)が21世紀の我が国社会において期待される役割を十全に果たすための人的基盤を確立するためには、……司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備することが不可欠である。そして、その中核

を成すものとして、……法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールである法科大学院を設けることが必要かつ有効であると考えられる」「法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度（例えば約7～8割）の者が後述する新司法試験に合格できるよう、充実した教育を行うべきである」と述べている。この法科大学院構想を実現するためには、専門大学院制度は中途半端な性格のものであったので、専門大学院制度を見直して、専門職大学院制度を作る必要があったのである。そして、2002年8月に文部科学省中央教育審議会から『大学院における高度専門職業人養成について』と『法科大学院の設置基準について』という2つの答申が出された。『大学院における高度専門職業人養成について』は、「高度専門職業人養成を質量共に充実させることに対する社会的要請が様々な分野において急速に高まっており、各分野の特性に応じた柔軟で実践的な教育をより一層充実させる観点から、現在の専門大学院制度を、その位置付けの明確化を含め、更に改善、発展させることが求められる」「法科大学院の構想の検討においても、修了要件や教員組織などの点で、現行の大学院制度とは異なる新しい大学院として議論が進められており、これらの議論を踏まえた新たな大学院の枠組み作りが求められている」「高度専門職業人養成に特化した新たな形態の大学院としての専門職大学院制度の創設について結論を得たので、ここに答申を行う」と述べている。

以上に述べた経緯から、専門職業教育は4つの系統に分かれることになったと、天野郁夫氏は『国立大学・法人化の行方』（P.282-283）で指摘している。医療系では、医師、歯科医師、薬剤師は6年制の学部教育が行われている。薬学部は2006年度入学者から6年制化されたが、志願者が減少したという問題が生じている。工学・農学などの技術系では、修士課程の事実上の職業大学院化が進行してきた。法務・経営・会計・行政などの社会系では、専門職大学院を拡充しようとしているが、企業の雇用慣行が変わり、修了者の職業機会が大きく広がらない限り、この分野の成長と定着は望みがたい。臨床心理・社会福祉・学校教育などの行動科学系では、教職大学院が2008年から開設され、臨床心理の専門職大学院が5校開設されている。教職大学院については、文部科学省中央教育審議会「教員の資質能力向上特別部会」等で議論されている教員養成の修士レベル化の行方に大きく影響される。

2000年に積算校費制が廃止され、講座、学科目、実験、非実験などの区分をなくし、教官数積算分、学生数積算分、大学分を内訳とする教育研究基盤校費に変わった。このことに関して、天野郁夫氏は『国立大学・法人化の行方』（P.85-86）で、「積算校費」制は、公的な議論がまったくないまま、平成12（2000）年に突如廃止されることになった。……積算校費制が廃止されたのち、校費は「教育研究基盤校費」と名称を変え、学生数・教官数をベースに計算された校費に「大学分」を加え、前年度の配分額を下回らないよう配慮された予算が、各大学に配分されることになった」と述べている。つまり、講座

制と学科目制の違いによる予算額の格差は形式的には廃止されたが、実質的には「大学分」の中に残されたのである。2004年に国立大学が法人化された後も、この実質的な格差は残されている。天野郁夫氏は『国立大学・法人化の行方』(P.132-133)で、法人化後の「新しい予算制度のもとで、授業料や付属病院の診療報酬は直接大学の自己収入とされ、人件費と物件費の区別もなくなり、それぞれの大学は運営に必要であると文部科学省によって算定され、認定された金額から、授業料や付属病院の診療収入等の自己収入分を差し引いた額を、運営費交付金として一括交付されることになったのである。しかしこの新しい予算配分方式も、これまで長い間文部科学省がとり続けてきた、大学間での傾斜的・重点的な予算配分の構造を根本的に変革するものではないことを指摘しておかなければならない。運営費交付金は大学ごとに、標準運営費交付金・特定運営費交付金・附属病院運営費交付金という、大きく三つの部分に分けて算定され、交付される。このうち附属病院運営費交付金は、当然のことながら附属病院を持つ大学のみには交付される。他の2種の交付金のうち主要部分を占めるのは、文部科学省の定める「大学設置基準」に基づく学生・教員数をベースに算定され、その意味で各大学に同一基準で平等に配分される「標準」運営費交付金である。法人間の格差構造と関連して重要なのは、別途算定され交付される「特定」運営費交付金と呼ばれる部分である。……各法人に継承された旧国立大学の間には、伝統や機能による構造化された格差があり、それは具体的には予算の配分額や教職員定数の差異となって現れていた。単純化して言えば、特定運営費交付金はそうした格差構造に配慮して、というより格差構造に対応して、各国立大学が法人化前に受け取っていた予算の総額を下回ることはないよう、標準運営費交付金とそれでおの差額を埋め合わせ形で算定され、交付されているのである」と指摘している。福井秀夫・戸田忠雄・浅見泰司編著『教育の失敗 法と経済学で考える教育改革』「第1章 学校の枠組みとなる法制度はどのように機能しているか」(P.23)で福井秀夫氏は、「国立大学法人交付金、私学助成という、研究・教育を分離しない現在の補助金について、大学の学生一人当たりの公的助成を比べると、2009年度、旧帝国大・筑波大で約240万円、その他国立大約167万円、私立大約16万円となっている」と述べている。

大学院重視の政策には、国立大学で収入の約4割、私立大学で約1割という国費負担割合の格差(裏返して言えば、私費負担割合の格差)を正当化して、不公平を是正するために国立大学への国費投入を減らし私立大学への補助を増やすべきだという主張や国立大学廃止論に対抗するために、国立大学の大学院を拡充し、研究機能や高度専門職業人の養成機能を強化することによって、私立大学との差別化を図るというねらいもあったものと思われる。天野郁夫氏は『国立大学・法人化の行方』(P.18)で、「国立大学セクター全体としてみると規模拡大の抑制・研究機能の強化ということで、1980年代になってますます「エリート・セクター」化の傾向が強まっています。私立大学、私学セクターの方がマス化の担い手であることがこの時期にさらに鮮明になったというか、誰も疑うことのできないような状況になってきて、国立大学はいったい何のため誰のためにあ

るのかという疑問も、公然と提起されるようになりました。そしてそのことが国立大学の修士課程・博士課程の大学院を拡充し、専門職業人の養成機能や研究機能を強化して、エリート・セクターとしての性格を否応なく、さらに強めていかざるを得ない状況を作っていくのです。大学院の比重を高め、研究機能を強化し、理工系を中心に高度専門職業人材の養成を強化する。それから、国立大学として社会や地域に対する貢献機能も果たすべきだということに、だんだんなっていくわけです」と指摘している。しかし、旧文部省、文部科学省が維持・拡大してきた格差構造の中で劣位に置かれ、不十分な教育・研究資源しか持っていない地方国立大学が、運営費交付金を毎年削減されるという状況の中で、エリート・セクター化の道を歩むことは困難である。その存在意義を問われた地方国立大学は、地域への貢献に活路を見出すしかなくなり、「第3回 教育の経済効果（その1）」で述べたような「地方大学が地域に及ぼす経済効果」まで宣伝しなければならないような状況に陥っているのである。そもそも、エリート・セクター化への道は、お金のかかる道でもあり、経済成長の鈍化とともに破たんする道であったのである。

天野郁夫氏は『日本の高等教育システム』（P.230）で「毎年度の予算折衝の過程で各大学から出される新規計画のどれに、どれだけの予算をつけるかは、文部省にとって政策的意図を実現する重要な手段である。たとえば、各大学から出される、学部の改組・新增設や研究科の新增設などの要求にどう対応するかは、その典型例だろう。しかし、そうした外形的で可視的な予算の付け方は、たとえば旧帝大・旧官大・新官大の別、さらには設立年度の古さなどにより微妙につくられ、認識された大学間の序列構造に沿った「順番待ち」意識を生みやすい。同グループと意識されるある大学に予算が付けば、次は自分の大学だろうという期待とその期待通りの実現、いわゆる「護送船団方式」の行政は、序列構造の固定化をもたらし、大学間の競争的な発展を妨げる」と指摘している。つまり、国立大学の法人化前には、各国立大学から旧文部省、文部科学省に出されてくる学部・研究科等の改組・新增設の要求に対して、旧制の帝国大学、官立大学、専門学校、師範学校等の別や設立年度の古さなどによって作られ、関係者の間で認識されてきた序列におおむね従って、順番に予算が付くという状況があったということである。「タテ社会」の構造そのものである。また、私立大学に対しては、18歳人口の急増期（1986年～92年の第2次ベビーブームの波）への対応を例外として、大都市圏を中心に新增設の抑制策がとられていた。ところが、法科大学院の設置に際しては、規制緩和（規制改革）の流れの中で、設置基準を明確化して公表し、その基準を満たしたものは設置認可しなければならないとされ（準則主義）、序列に従って順番に認可されるというようなことは許されなくなり、また、私立大学に対する新增設の抑制策もとれなくなった。2001年12月の総合規制改革会議『規制改革の推進に関する第1次答申』は「大学・学部等の設置、定員の変更の認可に当たっては、文部科学大臣は学生教官比率、学生校舎面積比率など大学の質の確保のために最低限必要な客観的基準を明らかにするとともに、現在、大学設置基準や大学設置・学校法人審議会審査基準など、様々な形式によって重層的に規定

されている基準について、法令レベルでその一覽性を高めるよう整理すべきである」「現在、多くの設置認可に係るルールについて、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長決定により定められているが、このような現状は責任の所在をあいまいにすることにもなることから、これらについては、その必要性をよく吟味した上で必要と認められる場合には、文部科学省令等により定めるべきものであると考える。特に、「平成12年度以降の大学設置に関する審査の取扱方針」において「大学、学部の設置及び収容定員増については、抑制的に対応する」とされているなど、大学の設置等に対する参入規制として働くと考えられる規定が定められていることは問題であると考え」と指摘している。

2000年8月の文部省「法科大学院構想（仮称）に関する検討会議」『検討会議における議論の整理』には、「○法科大学院の設置認可は、関係者の自発的創意を基本にしつつ、一定の客観的基準……を満たしたものを設置認可するものとし、広く参入を認める仕組みとする。ただし、設置認可基準は厳格なものとする。 ○法科大学院設置の意向を表明している相当数の大学が存在する以上、基本的には、どの法科大学院にどの程度の数の入学定員を配分するかを規制・調整することなく、一定の設置基準を満たした法科大学院の自由競争に委ねるとの方向を基軸とすることが適切である。 ○しかし、法科大学院の乱立や司法試験受験予備校化などのおそれ、司法試験合格者がほとんど出ない法科大学院の扱い、設置基準の厳格化など、種々の問題点が指摘され、……法科大学院の設置認可後も、教育効果などの継続的な事後審査を厳正に行い、法科大学院の教育の質の確保・向上を図る、客観的な第三者評価を行う体制の整備が肝要である」と書かれ、2001年6月の『司法制度改革審議会意見書 ―21世紀の日本を支える司法制度―』には、「法科大学院の設置は、関係者の自発的創意を基本としつつ、設置基準を満たしたものを認可することとし、広く参入を認める仕組みとすべきである」と書かれ、2002年8月の文部科学省中央教育審議会答申『法科大学院の設置基準等について』には、「規制改革などの観点からは、高等教育における自由な競争環境の整備を図ることとされており、設置認可の在り方の見直し及び第三者評価制度の導入が提言されるとともに、設置基準についても、最低基準であるとの観点あるいは基準の一覽性を高め明確化を図るという観点から整理することとされていることに留意する必要がある」と書かれている。また、総務省「法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会」（第3回）の議事録によると、櫻井敬子氏は「当時の、当事者なんですけれども、大学人として言うと、当初文科省のもともとの案は、せいぜい10校程度で、旧国立大学を念頭にロースクール養成学校というのを限定的につくるということで、定員も非常に限られた形でつくるということだったんですが、しかし、それだと私立大学のほうが、定員なども含めて数が多いですから、それからまた政治過程からしましても、私立大学のほうが強うございますので、そんなこともあって結局規制ができないという中で、ほとんどの手を挙げたような大学については認めるということになって、もう最初から、そういう意味では基本的には全

く歯止めがないという中で法科大学院というのは設定されたというふうに理解しております」と発言している。

大学間序列の低さゆえに、順番待ちを強いられ、鬱積した思いを抱いてきた大学は、その思いを晴らすかのように、競って、法科大学院の設立に走り、規制緩和の流れの中で、文部科学省は、それを抑えることができず、乱立を招いてしまったのである。また、法科大学院を設立しないと、大学間序列の中で地位が低下してしまうという強迫観念もあったと思われる。前述のようにエリート・セクター化して私立大学との差別化を図ろうしている国立大学では、法科大学院を持っていないことはエリート・セクター失格の印であるとも思えたのである。総務省『法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会報告書』によると委員が「法科大学院を設置するときに、法学部を廃止すべきではないかとの議論があったが、結局そうはしなかった。その結果、法学部を有する大学は、法科大学院をつくらないと存在価値が失われるかのような脅迫観念から、そのほとんどが設置したため、約6,000人弱の入学定員になってしまった」と指摘している。

大学院重点化も同じである。「大学院部局化を認められなかった大学からみれば、差別されたことになる。そのため、予算的なメリットがなくなっても、名目だけの大学院部局化をする大学が次々に出来」（黒木登志夫著『落下傘学長奮闘記』）、「大学院重点化計画を利用することで、“大学院を有していなかった”全国各地の私立大学は、「積年の思いを叶えよう」とした」（水月昭道著『高学歴ワーキングプア』）のである。

つまり、旧文部省、文部科学省が維持・拡大してきた国立大学間の格差構造が、大学院重点化（大学院部局化）と法科大学院が一流大学の証であるという信念を地方国立大学、私立大学に抱かせ、後先考えずに、競うように大学重点化と法科大学院の設置に走らせたのである。日本では、同質な大学が、国公立の別、歴史、規模、入試偏差値、科研費獲得額、就職率などによって決まる序列の中で、少しでも上位を目指そうと競い合う「タテ社会」であり、文部科学省がその「タテ社会」の構造を維持・拡大する政策をとってきたために、大学間で過当競争が起こり、大学院重点化と法科大学院の乱立を招いてしまったのである。受験生や企業のみからすれば、大学院重点化しているか否か、法科大学院があるかないかは、大学への評価とはほとんど関係ない。そのようなことを気にするのは大学関係者だけである。大学には、「タテ社会」の中で同質なもの同士の過当競争を繰り広げないで、独自の道を歩み、受験生や企業からの評価を高める方法もあったはずである。しかし、文部科学省が「基盤的な資金よりは競争的な資金に、教育よりは研究に、学部よりは大学院に、人文社会系よりは自然科学系に、基礎研究よりは応用・実用研究に、教養的な教育よりも実務的な教育に、資金の配分構造を変えよう」（天野郁夫著『国立大学・法人化の行方』（P.313））していることが、各大学が独自の道を歩むことの妨げになっている。学部教育から大学院教育に資金・人材を振り向けた結果、学部教育のレベルが低下して、大学院に進学しないと満足な能力は身につけませんという状態になってしまっただけは元も子もない。

9. 需要予測を誤った原因

1991年5月の文部省大学審議会答申『大学院の整備充実について』は、「規模の点から見ると我が国の大学院は、人口千人当たりの大学院学生数で0.7人、学部学生に対する大学院学生の比率は4.4%（1989年）であり、アメリカの3.2(7.1)人、11.9(15.6)%（1987年）、フランスの2.9人、20.7%（1989年）、イギリスの1.3(2.2)人、21.1(33.5)%などに比べて、大学院の占める割合は小さく、大学院の整備が今後の重要な課題になっている」と述べ、1991年11月の大学審議会答申『大学院の量的整備について』は、「他の先進諸国との比較も考慮すれば、平成12年度時点における我が国の大学院学生数の規模については、社会人の学生及び留学生も含め、全体としては少なくとも現在の2倍程度に拡大することが必要である」と述べ、1998年10月の大学審議会答申『21世紀の大学像と今後の改革方策について－競争的環境の中で個性が輝く大学－』は、「我が国の大学院は近年著しく規模を拡大しつつあるが、人口千人当たりの大学院学生数で1.3人、学部学生に対する大学院学生の比率は6.9%（1996年）であり、アメリカの7.7人、16.4%（1994年）、イギリスの4.9人、21.3%（1994年）、フランスの3.5人、17.7%（1995年）など、諸外国の状況と比較するとなお大きな隔りがある」「大学院への進学動向及び修了者の雇用機会についての近年の傾向の分析に基づく将来推計によれば、西暦2010年における大学院の在学者数は、これまでの進学動向に基づく試算では約25万人、雇用機会に基づく試算では約22万人から24万人との結果が得られた」「今後の大学院の規模については、以上の推計のほか、国際社会で活躍するための基本的な要件として大学院レベルの修了が求められている状況や、21世紀に向けて科学技術創造立国の実現が必要となっていることとともに、特に、急速な技術革新や知識の陳腐化に対応しリフレッシュ教育の機会を求める社会人等が増加する状況において、今後学部教育では専門的素養のある人材として活躍できる基礎的能力を培い専門性の一層の向上は大学院で行う方向が重要となること等を踏まえる必要がある。それとともに今後の産業構造の変化等を勘案する必要がある。新しい産業分野が創出され成長するにつれ高度な知識・能力を備えた人材への新たな需要が生まれてくることも想定すると、全体としては25万人以上の規模に拡大していくことが見込まれる」「雇用機会の試算では、雇用市場のうち「大学・短大の教員」の拡大は期待できないが、研究者として企業等に雇用される者も含め全体として「企業等」への就職がその大半を占めることになると推定されている」と述べ、2002年8月の文部科学省中央教育審議会答申『大学院における高度専門職業人養成について』は、「近年の科学技術の進展や急速な技術革新、社会経済の急激な変化と多様化、複雑化、高度化、グローバル化等を受け、大学院における社会的・国際的に通用する高度専門職業人養成に対する期待が急速に高まってきている。このような社会的要請は、特定の職業の実務に就いたり、職業資格を取得する者の養成についてのみならず、既に職業に就いている者や資格を取得している者が、更に高度の専門的知識や実務能力を修得できる継続

教育、再教育の機会の提供に対するものも含め、様々な分野で高まってきている」と述べている。また、2001年6月の『司法制度改革審議会意見書 ―21世紀の日本を支える司法制度―』は、「法曹人口の総数は、平成11年の数字で20,730人となっている（ちなみに、国際比較をすると、法曹人口(1997)については、日本が約20,000人<法曹1人当たりの国民の数は約6,300人>、アメリカが約941,000人<同約290人>、イギリスが約83,000人<同約710人>、ドイツが約111,000人<同約740人>、フランスが約36,000人<同約1,640人>であり、年間の新規法曹資格取得者数については、アメリカが約57,000人<1996-1997>、イギリスが約4,900人<バ리스タ1996-1997、ソリシタ1998>、ドイツが約9,800人<1998>、フランスが約2,400人<1997>である。）。しかし、今後、国民生活の様々な場面における法曹需要は、量的に増大するとともに、質的にますます多様化、高度化することが予想される。その要因としては、経済・金融の国際化の進展や人権、環境問題等の地球的課題や国際犯罪等への対処、知的財産権、医療過誤、労働関係等の専門的知見を要する法的紛争の増加、「法の支配」を全国あまねく実現する前提となる弁護士人口の地域的偏在の是正（いわゆる「ゼロ・ワン地域」の解消）の必要性、社会経済や国民意識の変化を背景とする「国民の社会生活上の医師」としての法曹の役割の増大など、枚挙に暇がない。これらの諸要因への対応のためにも、法曹人口の大幅な増加を図ることが喫緊の課題である。このような観点から、当審議会としては、法曹人口については、計画的にできるだけ早期に、年間3,000人程度の新規法曹の確保を目指す必要があると考える。……このような法曹人口増加の経過を辿るとすれば、おおむね平成30（2018）年ころまでには、実働法曹人口は5万人規模（法曹1人当たりの国民の数は約2,400人）に達することが見込まれる」と述べている。

これらの答申、意見書に共通して見られる発想は、日本を欧米並みにするためには、大学院修了者、法曹の数を増やす必要があるというものである。未来予測の方法には様々なものがあるが、一番簡単で、当たる確率が高い方法は、発展途上国が先進国に自分の国の未来を見るという方法である。明治維新以降、日本はこの手法を用いて未来を予測し、多くの成功を収めてきた。「欧米に追いつき追い越せ」というわけである。しかし、この手法は先進国に仲間入りしてしまうと使えない。しかも、先進国にも様々なスタイルがあり、どれが、将来性のあるスタイルなのか分からない。それにも関わらず、「欧米に追いつき追い越せ」時代の発想から抜け出せずに、欧米に自分たちの未来を見て予測を誤ってしまったのである。欧米が行っていることは全て正しいとなぜ言えるのか。間違っている可能性も大きい。「国際社会で活躍するための基本的な要件として大学院レベルの修了が求められている」と言っているが、それはアメリカ起源で欧米基準の見方に過ぎない。欧米、特にアメリカは日本以上の学歴社会であり、学位を尊重しすぎている可能性がある。

また、これらの答申、意見書では、社会経済の急激な変化、多様化、複雑化、高度化、グローバル化、急速な技術革新、国民意識の変化、法的紛争の増加などの構造変化によ

り、大学院修了者、法曹に対する需要が増えると述べられているが、抽象的な文言だけであり、なぜ構造変化が起こっていると言えるのか、構造変化は具体的にどのようなもので、何時までにどのような変化が起こる可能性があるのか、なぜ、構造変化により大学院修了者、法曹に対する需要が増えると言えるのか、何時どれだけの需要が予測されるのかについての満足な説明がない。証拠を集めて、それを検討するという過程を経ずに、いわゆる有識者がそう言っているからという理由だけで、答申、意見書に書いたのではないだろうか。有識者は、日本社会の特殊性を考慮せずに、欧米の学問、知識の受け売りでものを言っているかもしれない。

客観的な証拠を集めようと努力した形跡も見られるが、不十分である。例えば、2005年3月に開催された文部科学省科学技術・学術審議会人材委員会（第31回）で、三菱総合研究所が実施した「研究人材の将来需給調査（概要）」が配布・説明されている。この調査では、GDP成長率に3つのケースを仮定し、これまでのトレンドをベースに産業の構成比を将来延長した結果、予想される産業部門毎の生産額に、生産額当り研究者数を乗じることにより、将来の研究者需要を予測し、産業構造の変化によって経済成長以上に研究者等の需要は高まるため、比較的緩やかな経済成長の場合でも、需要を満たす供給が得られない可能性があるとしている。しかし、これまでのトレンドをベースに産業構造が変化するというのは非現実的な仮定であり、また、生産額当り研究者数が変化しないというのも非現実的な仮定である。そもそも、研究者需要が増えても、修士課程修了者でまかなわれる可能性があり、博士課程修了者の需要増加に結び付くという保証はない。この調査の基本にある発想は、未来は過去の延長線上にあるという単純なものであり、各種の未来予測の手法の中で最も多く使われている統計的な手法である。この手法では、過去のトレンドを正確に把握し、それを正確に（？）未来に延長するために、回帰分析、移動平均、確率過程等の様々な手法を用いているが、人間の行動パターンの変化、社会的・経済的・政治的・文化的・科学技術的な構造変化などが無いことを前提にしているから、一度、何らかの構造変化があれば、苦労して集めたデータに基づいた予測はゴミくずと化してしまい、その予測を信じて行った行動は無駄なものになってしまう。したがって、この手法は、構造変化が少ない領域、あるいは、構造変化が起こる確率の低い短い期間の予想にのみ限定して用いるべきである。したがって、大学院修了者の需要予測に用いるべきではない。

未来を正確に予測するなど不可能であるから、当たる可能性の低い予測に基づいて、大きな政策変更を行うことは危険である。大学院生や法曹の増員は、様子を見ながら、少しずつ、慎重に行うべきだったのである。様々な未来予測の手法の背後には共通した人間観がある。それは、人間はある特定の刺激を与えれば、ある特定の行動をとる、あるいは確率分布の分かる行動をとるという考えである。そうでなければ、未来など予測できない。これは、人間の自由意志と学習能力を否定する考えなのであるが、未来予測の手法を考え、実践する人には、そのことの自覚が無いようである。確かに、人間には、

特定の刺激を与えれば、特定の行動をとる場合がある。習慣的な行動、制度に縛れた行動、伝統的な行動、本能的な行動などである。人間がそのような行動をとっている限りは、未来は理論的には予測可能である。ただし、現実には、人間社会は極めて複雑な相互関係のもとにあるので、そのモデル化は容易なことではなく、そうかと言って、簡略化されたモデルを用いた予測では、モデルで無視した事象に起因する誤差が大きくなってしまう。また、予測の前提となるデータの収集が困難な場合が多く、たとえ収集できても誤差が多いために、つまり、初期条件を正確に特定できないために、予測が狂う可能性がある。人間には自由意志と学習能力があるので、習慣や伝統に反する革新的な行動を取り、本能に打ち勝ち、自らの行動を縛る制度を変えることができる。そのような時に、未来は予測不可能となるのである。

なお、奥井隆雄氏のホームページ『博士の生き方』の「第4回「博士の生き方」座談会報告」によると、学術審議会や大学審議会においてのどの分野でどれだけの人材を供給すればよいのかという需給予測に係っていた小林信一氏は「マイルドな需給予測をしていたそうなのですが、例えば、1991年の大学審議会答申「大学院の量的拡大について」においては、課程別・分野別の需給予測には言及されず、総量だけが掲載されたそうです。そしてそれを根拠として人文科学系の大学院の拡大を後押ししたとのこと。また、ポストドクター1万人計画に関しても、審議会の議論や需給予測とは関係のない政治的な動きからはじまったらしいということも話されていました。また、1998年の学術審議会においても、大学院の規模の見通しについて言及されているそうなのですが、ここでも、需給予測とは関係なく大学院生（修士・博士の合計）を30万人にするという具体的な目標値があらかじめ諮問され、需給予測とは関係なく、その通りに答申されたそうです」とのことである。

総務省『法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会報告書』によると委員から「法曹人口を考える際に、日本の実情、社会における司法の機能、隣接法律専門職との関係、ニーズがどれだけあるのかといったことについての緻密な検討に基づかずに、何となく外国との比較で最低でもフランス並みにというような数字を設定したから、今このようなことになっているのではないか」「法曹人口5万人構想の中には、企業で法務をやる人間も対象とされていたのではないかと思われるが、企業法務をはじめとする在野法曹のニーズとの合致は意識されていたのか。新卒入社後5年間労働した人材は立派な即戦力であるが、そこに「法律に関しては詳しい」新卒学生が加わって勝負になると考えていたのか。あるいは、生涯、法務関係の仕事のみを行う専門職的な利用しか考えていなかったのか」と指摘されている。

中根千枝氏は『タテ社会の力学』（P.150-152）で、「異民族をその社会に包含するようになった社会……では、……普遍性をもつ法体系とか倫理体系を設定することによって、異質のものをふくむ複雑な全体社会の動きに、基軸を与える方法が発達した……西欧社会において、いかに法というものが尊ばれ優先されてきたか、日本人の感覚ではとらえ

がたいものがある。……日本人にとって、法とは、社会の骨格ではなく、全体の動きを不当に乱す特殊な細部の手当てとして適用されるもので、専門家による技術的な問題とされやすく、全体社会を規制する原則にはなりにくい。……法律とか裁判というものは、例外的な特殊ケースにおいてのみ関与してくるものと考えられている。たとえば、交通事故などの場合、当事者たちができるだけ示談にもっていこうとすることなどにもそれはよくあらわれている。私たちの社会生活に規制が働き、全体の治安が維持されているのは、個々人が小集団規制に常に従い、全体が力学的にバランスをとろうとする動きをもっているからといえよう。こうした社会に育まれた私たち日本人は、法規制に照らして行動するなどということはなく、まわりの人々に照らして、あるいはあわせて行動することに慣習づけられている」と指摘している。「タテ社会」が続く限り、法曹に対する需要が増えることはないのである。

少子化により、大学は斜陽産業になる、大学がどんどんつぶれていくという予測が関係者の焦りを招き、予測を誤らせてしまったのかもしれない。学部の学生が減るならば、大学院の学生を増やせば、現在の規模を維持できる。しかし、これは経済観念のない発想である。文部科学省中央教育審議会大学分科会大学院部会専門職学位課程ワーキンググループ（第5回）議事録によると、平松一夫氏は「専門職大学院はそもそも赤字」とあると発言している。総務省「法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会」（第7回）の議事録によると、谷藤悦史氏は「ある意味で、日本の大学院は学部の売り上げで大学院を維持しているという状況です。だから、大学院単体でやると大変難しい。法科大学院単体ではほとんど全部が赤字です」と発言している。学部から大学院への内部補助がどの程度行われているのか、その実態は分からないが、私立大学の場合、大学院重点化や専門職大学院の設置は、経済的には割に合わないことなのである。学部の学生が減った分、大学院の学生を増やして、現在の規模を維持するという戦略は、学費の値上げや私学助成の増額がない限り、破産への道である。国立大学の場合、運営費交付金の増額がない限り、窮乏化し、学部、大学院ともに教育・研究レベルの低下を招くだけである。現在の財政状況からすれば、私学助成や運営費交付金が増額される可能性は乏しく、また、景気が低迷している状況からすれば、学費を値上げすると入学志願者が減ってしまう。

総務省「法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会」（第3回）の議事録によると、郷原信郎氏は「定員が多過ぎるという話に対しては、それはだめな法科大学院が淘汰されていけばいいんだという考え方がそれに対する反論だったわけです。時間はかかっても、5年、10年すれば、その中でいい法科大学院が残っていったって、制度が落ち着いていくんだという話だったんですけれども、その問題とは別に、法曹需要というのが全然伸びなくて、逆に弁護士がほとんど就職できない状態になってきたというこの2つが競合してしまって、余計に問題がややこしくなってきたということだと思っんです」と発言している。「だめな法科大学院が淘汰されて」いく過程では、5年のうちに3回とい

う受験回数制限（俗称「三振」）の下、司法試験の受験資格を失った者はどうすればよいのか、つぶれた法科大学院の教職員はどうすればよいのかという問題が生じるはずである。しかし、法科大学院の設置が検討されていた当時の各種会議の議事録を調べた限りでは、この問題についてほとんど議論がなされていない。司法制度改革審議会集中審議第1日（2000年8月7日）に行われた文部省「法科大学院構想（仮称）に関する検討会議」の審議状況等に関する質疑応答で、北村敬子委員が「そこでお伺いしたいのは、今さっき小島先生がおっしゃったように、いろんな方面に行くというのは、この新司法試験を通った人のことなんでしょうか。それとも法科大学院を出たものの、新司法試験に通らなかった人というのが、合格率が8割にしても7割にしても、2割か3割は出てくるわけですから、こういう人たちのことはどういうふうにお考えなんでしょうか」と質問したのに対して、「法科大学院構想（仮称）に関する検討会議」座長の小島武司氏が「その点につきましては、改革の一つの重要なポイントだろうと思うんです。現在の司法試験では、何年も受験という試練の中で、非常に狭い範囲の勉強をしておりますから、基本的な社会的活動能力というのはだんだん落ちてくる危険がある。しかしながら、新しい法科大学院の中で教育すれば、人間的な交流、接触もありますし、学際的な勉強もありますし、その他、能力開発という点では極めて有利な条件にありますので、その卒業生は、仮に狭い意味での法曹三者としての資格を得られなかった場合でも、社会的に活動できる素地が相当程度備わってくるのではないかと。それから、恐らく最終試験の前に他の方向に移るといふ人も、相当厳しく進級等で管理することになると思いますので、全体として見れば、このプロセスの中で適材適所の振り分けができ、しかも最終的に不合格になった者についても、それなりに活動の分野は広がってくるであろうと、そういうふうにご考えております」と答えているのと、第57回司法制度改革審議会（2001年4月24日）で、北村敬子委員が「新司法試験、3回の回数制限ということで、これで一応合格者の方はずっといくんですけれども、不合格になった人について、どういうふうな形で考えていくのか。最後までずっと不合格で残る人がいますね。そのところについて審議会としてはこういうこともあると言うことは必要ないのかということをお伺いしたいということです」と質問したのに対して、井上正仁委員が「非常に割り切って言えば、例えば医師試験などでも受からない人というのはあるわけですね。どういう試験制度、資格制度でもあるわけです。それを制度として組み込んで、そこまでケアするのかどうかという問題だと思うんです。私は新しい制度を立ち上げるときに、そこまで最初から組み込んでおくのはちょっと無理じゃないかと思うんです」と答えている程度である。

規制緩和（規制改革）の背景にあった新自由主義の考え方では、修了者の多くが司法試験に合格しないために潰れるような法科大学院に入学した者、就職した者は、情報収集を十分にせず間違った判断をしたわけであるから、自分で責任をとれ、面倒を見る必要はないということになるであろう。2001年12月の総合規制改革会議『規制改革の推進に関する第1次答申』は、「大学の設置等に関する規制を一層緩和していくことにより

多様な高等教育サービスが提供されることとなるが、サービスの需要者である国民にとっては、これまで以上に自らの判断と責任により選択していくという意識を持つことが必要になってくるものと考えます。すなわち、質の高い教育サービスを提供する教育機関を選ぶ目を持つとともに、その選択に責任を持たなければならないことを付言したい」と指摘している。

しかし、判断に必要な十分な情報が提供されていたかには疑問がある。総務省『法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会報告書』に対する意見の中に、「当初の閣議決定で目安として年間3000人と決めていたものを2000人しか合格させないことはやはり国家的詐欺としかいいようがないと思っています。私も含めて多くの方は、この閣議決定を信じて、リスクをとって社会人を辞してロースクールへの進学を決意したのであるから、この3000人という数字は守って欲しかったです」「当初の計画においては、司法試験に7～8割の合格、3000人以上の合格を国は述べていたが、実際の数字は、2割台の合格率で、受け控えを含めて考えると1割台後半の合格率、合格者も3000人から1000人も少なく、21年の試験では前年の合格者より少ないというありさまである。このような状況では、国家の詐欺であるといわれても仕方がないであろう」「三振してしまった人の追跡調査を国はすべきではないでしょうか。おそらくほとんどの方（特に社会人出身の方）は、数百万の奨学金返済義務がありながら就職先が見つからないというとても厳しい状況に追い込まれているように思えます。同じ体験をした者として、とても心配をしています。三振者の人生を滅茶苦茶にしてしまったのを全て本人の自己責任にするのはおかしく、国にも何割かの責任があるはずです」「三振者の数は、1700人以上に上るといいます。3回の受験資格を使い切らずに撤退をした者を含めると、2000人を超えるのかもしれない。問題なのは、これらの者のセーフティーネットが用意されていないということである。三振した者は別の進路に変えろという趣旨なのだろうが、三振した者を雇う企業がそんなにあるとは思えない。……三振制は、借金を背負った失業者を量産することとなり社会問題となりかねない」というものがある。

総務省『法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会報告書』によると委員から「司法試験の受験資格喪失者などの不合格者に対するケアはどの程度行われているのか。現在、法務省及び文部科学省は、その実態を把握していないが、速やかに把握し、何らかの抜本的対策を講ずべき。上記の合格基準、合格者決定の項にある「合格の目安を示すべき」の事項と併せ、今のままでは、合格の目途もつかずにいたずらに受験勉強に走り、不合格だと放置されるという不安を抱えたままの制度である」「次のような、志願者への説明不足と志願者の認識不足を解消する努力・工夫が必要ではないか。 - 学生諸君の「根拠なき楽観」＝自分は違う、真面目にやれば通る、三振したときのことは考えていなかった。 - 通れば、専業弁護士として喰っていけると思い込んでいる。 - 三振した場合の「人生ロス」についての認識不足＝官庁を含めて、新卒22歳から働いている者と30歳近くになって入社（省）するものとの「生涯格差」の認識の欠如。 - 新

卒時にあった、多彩な人生選択が一般的に失われたという事実の不認識」という指摘があったとのことである。

10. 対策

(旧)文部省、(旧)科学技術庁、(旧)厚生省、農林水産省、(旧)通商産業省は第1期科学技術基本計画に基づき、1996年度から2000年度にかけて「ポストドクター等一万人支援計画」を実施し、1999年度に計画を達成した。この「ポストドクター等一万人支援計画」に関して、榎木英介氏は「ポストドク問題－現状と課題－」で、「本来ならばODになってしまう者に資金を提供することにより、ポストドクを「武者修行の場」として、研究のレベルアップを図るためのキャリアにすることが想定された。企業の学位取得者への採用の増加や、一部のポストドクがベンチャー企業を立ち上げることも期待されていたという。……しかし、常勤の研究職や大学教員の増員は、ポストドクの増加に見合うほどではなく、ベンチャー企業を立ち上げるポストドクもわずかであった。長引く景気の低迷もあり、ポストドクの厳しい就職問題が顕在化した。……ポストドクが「武者修行の場」として機能しない理由には、エリート研究者と非エリート研究者のキャリアパスの分離が指摘されている。ポストドクになる者は助教になれなかった者という認識が高まり、ポストドクから常勤職への移動がキャリアパスとして確立していないのが現状である。結局、ポストドクター等一万人支援計画は、OD問題を数年先送りにしただけではなかったの感が否めない」と指摘している。ODとはオーバードクターの略称であり、博士課程に3年以上在学した後、定職に就けないまま、無給で大学の研究室等で研究を行っている人のことである。その後もポストドクターは増加し続け、文部科学省科学技術政策研究所『ポストドクター等の雇用状況・博士課程在籍者への経済的支援状況調査－2007年度・2008年度実績－』によると、ポストドクターは2008年度実績で17,945人である。

福島武彦氏は「持続可能な大学院経営」で「知り合いの旧国立研究所の人事担当者数人に上記（注：博士課程修了者の進路の問題）のような悩みを話したところ、彼らはこうしたポストドクが有り余った状況を大いに歓迎しているとのことであった。プロジェクトにあった研究者を選べること、プロジェクト終了後にはきれいに別れることができること、等が理由である」と述べている。また、元村有希子氏は「論説 大学院重点化は一体なんだったのか」で、「米国では、大学院で博士号を取った学生たちはわざわざ他大学や研究機関でポストドクを4～6年経験する。ポストドクは一人前になるための「武者修行」という意味を持つ。日本の場合、導入の経緯からして「余剰博士の失業対策」的な色彩が濃かった。もっとも、90年代後半から10年間は競争的資金が急増し、猫の手も借りたい研究室でポストドクは大いに貢献した。しかし彼らの「その後」まで心配してくれた人は少なかった」と述べている。競争的資金によるプロジェクト研究の増加は、研究者の安定的雇用を困難にし（プロジェクトが終われば、研究者の多くは不要となる）、使い捨て可能な研究者の必要性を増大させる。ポストドクターは、その需要に応え、安価な

使い捨ての研究労働力として利用されている面がある。岩崎久美子氏は、国立教育政策研究所『理系高学歴者のキャリア形成に関する実証的研究報告書（Ⅰ）』（P. 20-21）で「競争的資金獲得のためには、優秀な人材が必要である。大学改革のために多忙化し高齢化した教員よりも、ポストドクターは最前線の研究スタッフとして必要不可欠な存在であった。大学の学術体制は、常勤職から、フェローシップ、COEなど様々な経費による支援を伴うプロジェクト型雇用としての短期雇用へとシフトし、学術予算も経常費の一律支給から競争的重点的配分と変化していった」「若手研究者は、将来のセーフティネットのない中で過度の競争にさらされ、少ない常勤職を得るため、評価されやすい流行テーマに流され、本来若手研究者が生み出すべき創造的な研究の芽が育ちにくいことも学術研究上大きな問題になるであろう」と指摘している。競争的資金によるプロジェクト研究偏重の科学技術・学術政策が、常勤の研究職の増加を阻み、博士課程修了者の就職難を悪化させているともいえる。これは、企業が、競争的環境の中で勝ち残るために事業内容を柔軟に変化させる必要があり、そのために、使い捨て可能な非正規雇用を増やしているのと同じ構造である。

大学の非常勤講師も安価な使い捨ての教育労働力として利用されている。私学助成が少ないため、私立大学では、高賃金の常勤教員を減らし、低賃金の非常勤講師を増やさないと経営が成り立たない。私学助成の少なさが、常勤の教育職の増加を阻み、博士課程修了者の就職難を悪化させている面があるのである。

供給過剰になれば、賃金が下がり、解雇が容易になる（代わりはいくらでもいる）というのが経済原理である。博士課程修了者の供給過剰によって、大学、研究機関は低賃金で解雇容易な研究者、教育者を雇えるという利益を得ているのである。

文部科学省は2006年度から「科学技術関係人材のキャリアパス多様化促進事業」を実施している。この事業は、博士課程修了者が大学等の研究機関以外の多様な方面へ進み、その能力を発揮できるようにするために、大学・企業・学協会・NPO等がネットワークを形成し、人材と企業の交流、情報発信、ガイダンス等の実施、派遣型研修など、キャリア選択に対する組織的な支援を行う取組を実施するものである。現時点では、この事業の成果は定かではない。

2009年に、文部科学省は、法科大学院を中心に大学院の定員削減に政策を転じた。2009年の4月の文部科学省中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会『法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）』で、「○法科大学院教育の質の一層の向上のため、例えば、以下のような状況が見られる法科大学院については、自ら主体的に平成22年度の入学者からの入学定員の削減などの適正化に向けた見直しを個別に検討する必要がある。・入学定員の規模に比して質の高い教員の数を確保することが困難 ・志願者が減少し競争倍率が低いため質の高い入学者を確保することが困難 ・修了者の多くが司法試験に合格しない状況が継続 ○また、上記のような状況にない法科大学院においても、教育体制の充実、入学者の質の確保や大量の司法試験不合格者の削減、な

どの観点から、平成22年度の入学者からの入学定員の見直しに主体的に取り組むことが望まれる。○特に小規模の法科大学院や地方の法科大学院において、今後、単独では、質の高い教員が十分確保できず、充実した法律基本科目や幅広い展開・先端科目の提供が困難となるなど、教育水準の継続的・安定的な保証について懸念が生じている場合には、他の法科大学院との間で教育課程の共同実施・統合等を図ることを積極的に検討する必要がある」と述べ、2009年6月5日に国立大学法人学長あてに『国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて』通知した。この通知では、「(1)大学院博士課程の組織の見直し 大学院の博士（後期）課程においては……学生収容定員の未充足状況や社会における博士課程修了者の需要の観点等を総合的に勘案しつつ、大学院教育の質の維持・確保の観点から、入学定員や組織等を見直すこととする」「(2)法科大学院の組織の見直し 法科大学院においては、入学者選抜における競争性の確保が困難で、修了者の多くが司法試験に合格していない状況が見られる場合等は、法科大学院教育の質の向上の観点から、入学定員や組織等を見直すこととする」「(3)教員養成系学部の組織の見直し……」「(4)その他の学部・研究科等における組織の見直し (1)～(3)に掲げる学部・研究科以外の学部・研究科等においても、当該分野に係る人材の需給見通し等を勘案しつつ、必要に応じ、入学定員や組織等を見直すよう努めることとする」とされている。「入学定員を見直す」というのは、入学定員を削減することを遠回しに言ったものであると思われる。

2011年1月に文部科学省中央教育審議会は『グローバル化社会の大学院教育 ～世界の多様な分野で大学院修了者が活躍するために～』という答申を出した。この答申では「世界の研究・ビジネスの場では、博士号を保有していることが高度な専門性に裏付けられた資質能力の証しとして必須要件になりつつあり、グローバルに活動する企業や大学、研究機関等では、国籍を問わず優れた人材の獲得競争が激化している」「我が国の博士課程については、制度の整備や量的拡大などによって充実が図られ、優れた博士号取得者が我が国の高い研究力を牽引してきた。しかし、他の主要国と比較して、人口当たりの博士号取得者は人文・社会科学系をはじめとして少なく、多くの分野で優れた博士課程（前期）修了者の博士課程（後期）への進学者が減少しており、博士号取得者が国際社会でリーダーシップを発揮する高度な人材として活躍できる状況に至っていない。今後は、グローバル化や知識基盤社会の中で、産学官を問わず世界の様々な分野でリーダーシップを発揮する高度な人材を戦略的に輩出していくため、体系的な教育を展開する組織的な教育・研究指導体制を備え、質の保証された博士課程教育の飛躍的な充実が急務である」「今後は、大学院教育に関する社会との連携やキャリアパスの確保等を重視し、① 大学と産業界、行政等が協力し国内外の多様な社会の要請に的確に応える開かれた体系的な教育を展開すること……に力点を置いて大学院教育を強化することが必要である」「博士課程教育については、産学官の中核的人材としてグローバルに活躍する高度な人材を養成するため、課程を通じて一貫した学位プログラムを構築し、質の保

証された博士課程教育を確立する必要がある。そして、大学院と大学院学生に対する社会の評価を高め、優れた人材を大学院、とりわけ博士課程に引き付け、博士号取得者が高度な知識と高い倫理観を備えたリーダー候補として産学官で確実に採用・処遇される好循環を構築していくことが急務である」「安易に入学者数の確保を優先するのではなく、大学院教育の質の保証を図り、定員の充足状況や社会的需要等を総合的に勘案し、必要に応じ、自ら入学定員を見直すよう努めることが必要である」「カリキュラムや成績評価基準、教育研究組織、学修環境、学生支援、入学者数、修了者の進路等の教育情報を学生や社会に広く公表し、開かれた大学院教育を行う必要がある」と述べられている。

この答申の意図を私なりに推測すると、当分の間は、大学院の量的拡充をあきらめる、無理な入学者の確保を止めるために定員削減もやむを得ない、騙されたというような非難を浴びないために進路などの情報開示にも努める、しかし、博士号取得者が外国に比べて少ないのは問題である、社会・経済情勢からすると博士号取得者の需要が増えるはずであるという認識は間違っていないので、博士号取得者が産業界に多数受け入れられることを目指して、産業界と協力しながら、大学院教育の質の向上に努める、そうすれば、博士号取得者の産業界への就職が増え、それを見て、優れた人材が博士課程に進学するようになり、それを見て、産業界も博士号取得者の採用を増やすという好循環が構築され、大学院の量的拡充を行える環境が整うであろうということである。好循環を構築するという理屈は分かるが、なぜ、大学院重点化を始めた時にそうしなかったのという疑問が残る。また、「7. 企業が博士課程修了者、専門職大学院修了者の雇用に消極的な理由」で述べたことからして、好循環の構築は容易なことではないであろう。そもそも、「我が国の博士課程については、制度の整備や量的拡大などによって充実が図られ、優れた博士号取得者が我が国の高い研究力を牽引してきた」という過去の施策の礼賛のことばがあるだけで、博士号取得者の就職難の状況を作ってしまったことへの反省、ワーキングプアになってしまった人々の救済策についての検討がなされていない。就職難の状況を作ってしまったことへの反省のことばもなく、ワーキングプアになってしまった人々の救済策もなしでは、大学院教育の質が向上して、産業界への就職が増えるので、博士課程にどんどん進学しましょうと言われても、信用する人は少ないであろう。

産業界への就職が増えたとしても、「約73%の企業が給与・処遇面で博士に対する優遇措置はなく、あくまで業績評価を基本としている」（日本経済団体連合会『企業における博士課程修了者の状況に関するアンケート調査結果・要旨』）という状況では、博士課程に進学することは、経済的に見て損である。文部科学省『平成14年度 科学技術の振興に関する年次報告』は、「博士課程への進学が魅力的になる経済条件について検討するため、修士課程修了後、博士課程に進学し3年間在学したときの機会費用を推計してみることにする。例えば国立大学の博士課程であれば授業料等で178万円かかるが、その一方で、修士課程修了後直ちに就業した場合には3年間で約1,082万円の収入が見込まれるとすると、博士課程進学に関する機会費用は約1,260万円となる。博士課程修了後直ち

に職を得たとしたとき、経済的な側面から見て博士課程進学が魅力的となる条件とは、博士課程進学者の生涯賃金が、博士課程に進学しなかった場合の生涯賃金を1,260万円以上上回ることである」と指摘している。

11. 教員養成の修士レベル化

2011年1月の中央教育審議会「教員の資質能力向上特別部会」『教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（審議経過報告）』には、「専門職学位課程は国際的に通用する高度で専門的な知識・能力が必要とされる多様な分野で創設されているが、教員養成においても、こうした制度を一層活用し、高度な実践的指導力を備えた教員の養成が強く期待される。また、諸外国においても、教員養成を修士レベルで行うことで、教員の専門性の確保・向上を図っている例が見られる」「専門職である教員を養成するためには、学部4年に加え、1年から2年程度の修士レベルの課程等での学修を要すること（修士レベル化）について、今後検討を進めることとする」「他方、今回の審議では、……「先に専門職大学院、あるいは修士課程までの教員養成ありきの議論になっている。」、「大学院に進めば、どのような教育が受けられ、どんな成果が期待されるのか、その結果、どのような教員が増加して、学校現場はどう変わるのか。」、「教員養成の年数を増やすだけの問題ではなく、内容を変える必要がある。」、「現在の大学の教職課程は、専門職業人を育てようとする教育内容になっていない。養成期間を長引かせるべきではない。」、「大学院を卒業した教員が最近増えているが、質が担保されているかは大いに疑問である。」「教員志望者が減少するおそれがある。」といった修士レベル化に対する懸念の意見があった」「修士レベルの教育の質の確保、奨学金の活用等による学生の経済負担の軽減、修了者の処遇、教員の職務の在り方の見直しなど課題についても示された」「「これからの学校教育の在り方」をはじめに示し、そのためには「どのような資質・能力を備えた教員」が必要であり、そうした教員を得るには「どんな養成・研修が必要となるか」、そのためには「どのくらい養成・研修期間が必要で、それを担うのはどこなのか」といった、丁寧な議論に基づいた提言をすべき」との意見があった」と述べられている。

教員養成の修士レベル化には、教育関係者の中にも反対論が多く、今後どうなるのかわからない。教員資格と直結しているので、教職大学院の定員が教員の採用人数に比べて過剰にならない限り、法職大学院のような問題は生じないであろう。しかし、修士課程2年間分の学費と2年間働いていたら得られたであろう所得に見合うだけの、生涯収入の増加がなければ、教員の仕事は魅力を失い、教員志望者が減少する。そのためには、教員の給料を上げる必要があり、教育費の増加を招く。教職大学院への公費補助も増える。教育費の増加に見合うだけの効果（教師の教育力の向上による児童・生徒の学力・社会性の向上）があるかどうかの検証が必要である。このことは、大学院重点化、専門職大学院すべてに共通する問題でもある。大学院重点化、専門職大学院に関する議論に

において、費用対効果の観点が見落していることには驚くべきものがある。

「教員の資質能力の向上」に関する議論を科学的なものにするためには、第1に、学校教育において、どのような学力、社会性等を育成すれば、児童・生徒の今後の生活に役立つのかを客観的な証拠に基づいて明らかにすること（これは学習指導要領が適切であるかという問題である）、第2に、それによって明らかにされた学力、社会性などを育むためには、どのような教員の資質能力が重要であるかを客観的な証拠に基づいて明らかにすること、第3に、それによって明らかにされた教員の資質能力の向上を図るためには、どのような養成教育、研修を実施すれば良いのか、また、どのような経験が重要であるのかを客観的な証拠に基づいて明らかにすること、第4に、それによって明らかにされた実施方法の費用対効果を明らかにすることが必要である。

文部科学省が三菱総合研究所に委託して実施した『教員の資質向上方策の見直し及び教員免許更新制の効果検証に係る調査』（中央教育審議会教員の資質能力向上特別部会第5回・第6回合同会議配布資料）は、証拠を集めようとした努力の表れであると思うが、残念ながら、この調査は改善を要する点や改善策の効果・問題点についての教員、学校長、保護者、教育委員会、大学、学生の主観的な意識の調査に過ぎない。

どのようにすれば客観的な証拠を集めることができるかについては、福井秀夫・戸田忠雄・浅見泰司編著『教育の失敗 法と経済学で考える教育改革』「第2章 教育官僚制からの脱却を！」で戸田忠雄氏が「全国学力・学習状況調査など学校毎に実施しているから、児童生徒の学力テスト成績と教師の教育力との相関など、調査の対象にしようと思えば訳はないことであろう。学習状況調査と同じく学習者の各クラス・各教科担任に対する授業満足度調査（5段階なり10段階なりの数値表示）をつければよい。但し、これは完全に匿名性を保証する必要がある。そして、それと各クラス別・教科担任別のテスト平均と照合すれば、ある程度、個別教師の教育力およびそれに対する満足度も明らかになってくる」と指摘し、同書「第1章 学校の枠組みとなる法制度はどのように機能しているか」で福井秀夫氏が「出発点において同レベルの複数母集団に複数の教員をあてがい、同じ内容のカリキュラムをこなした段階において、母集団の学力に差があるならば、教授法や教員に問題があると考えなければならない。その点の把握なくして、授業の改善や、研修の効果的な実施などありえない」と指摘していることが参考になる。このような方法で、教職大学院修了者と学部卒業者の教育力を比較調査すれば、教職大学院の教育によって、どれだけ教育力が向上したのかを明らかにすることができる。ただし、経験（経験年数だけでは測れないものがある）、素質、研修（研修時間だけでは測れないものがある）、独習・独学などの個人差が教育力に及ぼしている影響を無視した測定になるので、不正確であること、生徒指導の効果は測定・数量化が困難であること（下手に数量化すると管理主義を招く危険もある）、そして、戸田忠雄氏が同書で指摘するように「教師の教育力を調査することなど、火中の栗を拾うに等しい」という問題がある。

また、アメリカの教師に関してではあるが、リチャード・E・ニスベットは『頭のでき決めるのは遺伝か、環境か』(P.79-80)で、Eric A. Hanushek, John F. Kain, Daniel M. O' Brien and Steven G. Rivkinの”The Market for Teacher Quality”(2005年、NBER Working Paper No. 11154)などを参考にしながら、「教師の中には優れた人とそうでない人がいるのだろうか？ たしかにそのとおりだが、免許を持っているからといって教え方がとくにうまいという証明にはならない。驚くなかれ、修士号を持っていても同じだ。それでも、教師が違いを生むという証拠は数多くある。第1に、経験がものを言う。経験1年の教師と10年の教師に教わった子供の読解力スコアは、平均で標準偏差の0.17倍違っていて、学力テストのスコアでは順位が約7ポイント違うことに相当する。注目すべきなのが、経験による違いは教師1年目にしか影響しないことだ。……教師の質を測るには、受け持つクラスの平均的な生徒の学力スコアが、前年の平均的な生徒のスコアよりどれだけ上がったかを見ればいい。教わる教師によっては、前年までのクラスでの出来から予想されるのに比べ、スコアが大幅に上がる。このように定義すると、教師の質が1標準偏差分違くと、学力スコアが標準偏差のおよそ0.20倍違ってくる。……経済学者のエリック・ハヌシェックは、教師間や学校間で教師の質の影響を評価し、その値を標準偏差の0.27倍と算出している—学力で50パーセントから60パーセントまで上がるのに相当する」と述べている。なお、パーセントというものは、値の小さい方から大きい方へ順番にデータを並べて、何パーセント目にあるかということである。

教育の費用対効果については別途詳細に論じる予定である。

<引用・参考文献>

天野郁夫『国立大学・法人化の行方 自立と格差のはざままで』東信堂、2008年

天野郁夫「国立大学論—格差構造と法人化」『大学財務経営研究』第3号（国立大学財務・経営センター）、pp. 193-223、2006年

<http://www.zam.go.jp/n00/n000f003.htm>

天野郁夫「専門職業教育と大学院政策」『大学財務経営研究』第1号（国立大学財務・経営センター）、pp. 3-49、2004年

<http://www.zam.go.jp/n00/n000f001.htm>

天野郁夫『日本の高等教育システム 変革と創造』東京大学出版会、2003年

ウィリアム・シャーデン『予測ビジネスで儲ける人びと—すべての予測は予測はずれに終わる』森孝恵訳、ダイヤモンド社、1999年

榎木英介「ポストク問題—現状と課題—（〈シリーズ〉”ポストク”問題 その6）」『日本物理學會誌』62(12)、pp. 950-953、2007年

<http://ci.nii.ac.jp/naid/110006475288>

大村平『予測のはなし—未来を読むテクニック』日科技連、1993年

奥井隆雄ホームページ『博士の生き方』

<http://hakasenoikikata.com/top.html>

関西圏大学非常勤講師組合『大学非常勤講師の実態と声 2007』

<http://www.hijokin.org/en2007/index.html>

黒木登志夫『落下傘学長奮闘記 大学法人化の現場から』中公新書ラクレ、2009年
公認会計士・監査審査会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/cpaaoob/>

国立教育政策研究所『理系高学歴者のキャリア形成に関する実証的研究報告書（Ⅰ）』2007年

齊藤徹史・水田健輔「第8章 戦後の積算校費の推移に関する研究」『国立大学財務・経営センター研究報告第11号』pp.139-155、2009年

<http://www.zam.go.jp/n00/n000i005.htm>

産業技術総合研究所キャリアパス事業事務局『博士の活かし方 博士は21世紀の人材鉱脈』

<http://unit.aist.go.jp/humanres/ci/phd-career/pdf/pdf.html>

柴野昌山・菊池城司・竹内洋編『教育社会学』有斐閣、1992年

司法制度改革審議会『司法制度改革審議会意見書 ー21世紀の日本を支える司法制度ー』
2001年6月12日

<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/index.html>

首相官邸ホームページ「司法制度改革審議会」

<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/index.html>

総合規制改革会議『規制改革の推進に関する第1次答申』2001年12月11日

<http://www8.cao.go.jp/kisei/siryu/011211/>

総務省ホームページ「法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会」

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/houkadaigakuin/index.html

総務省『法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会報告書』2010年12月21日

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/houkadaigakuin/index.html

東洋経済ホームページ「マイナス面が際立つ専門職大学院の現実、問題は需給ギャップ？
教員不足？」

[http://www.toyokeizai.net/business/industrial/detail/AC/a31ccddf3eb4c6f49fb35506eb
b764db/page/1/](http://www.toyokeizai.net/business/industrial/detail/AC/a31ccddf3eb4c6f49fb35506eb
b764db/page/1/)

特許庁ホームページ「弁理士試験」

http://www.jpo.go.jp/index/benrishi_shiken.html

中根千枝『タテ社会の人間関係 単一社会の理論』講談社現代新書、1967年

中根千枝『タテ社会の力学』講談社学術文庫、2009年

名取研二「工学系の博士課程教育を考える」『筑波フォーラム』第72号、pp.67-70、2006年

<http://www.tsukuba.ac.jp/public/booklets/forum/forum72/forum72.html>

日本経済団体連合会『イノベーション創出を担う理工系博士の育成と活用を目指して－悪循環を好循環に変える9の方策－』2007年

<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2007/020.html>

日本経済団体連合会産業技術委員会産学官連携推進部会大学院博士課程検討会『大学院博士課程の現状と課題（中間報告）一次代を担う博士の育成と活用に向けて－』2007年

<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2007/020/chukan-hokoku.pdf>

日本経済団体連合会産業技術委員会産学官連携推進部会『企業における博士課程修了者の状況に関するアンケート調査結果・要旨』2007年

<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2007/020/chosa-kekka.pdf>

日本臨床心理士資格認定協会ホームページ

<http://www.ficbcp.or.jp/>

福井秀夫・戸田忠雄・浅見泰司編著『教育の失敗 法と経済学で考える教育改革』日本評論社、2010年

福島武彦「持続可能な大学院経営」『筑波フォーラム』第72号、pp.104-107、2006年

<http://www.tsukuba.ac.jp/public/booklets/forum/forum72/forum72.html>

ヘンリー・レヴィン、パトリック・マキューアン『教育の費用効果分析 学校・生徒の教育データを使った政策の評価と立案』赤林英夫監訳、日本評論社、2009年

法務省ホームページ「新司法試験」

http://www.moj.go.jp/shikaku_saiyo_index1.html

法務省ホームページ「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」

<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03400004.html>

水月昭道『高学歴ワーキングプア 「フリーター生産工場」としての大学院』光文社新書、2007年

森本三男「経営者教育 MBA コースとその対極」『創価経営論集』31(3), pp. 1-11, 2007年
文部科学省ホームページ「科学技術関係人材のキャリアパス多様化促進事業」

http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/koubo/careerpath.htm

文部科学省ホームページ「学校基本調査」

http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm

文部科学省ホームページ「学校教員統計調査」

http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kyouin/1268573.htm

文部科学省ホームページ「専門職大学院」

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senmonshoku/index.htm

文部科学省ホームページ「大学審議会答申・報告－概要－」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/gijiroku/03052801/003/001.htm

文部科学省『平成14年度 科学技術の振興に関する年次報告』2003年

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpbb200301/index.html

文部科学省『平成21年度文部科学白書』2000年

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab200901/detail/1295628.htm

文部科学省『教職大学院設置計画履行状況等調査の結果等について（平成21年度）』

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/22/02/1289960.htm

文部科学省『教職大学院設置計画履行状況等調査の結果等について（平成22年度）』

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/02/1301983.htm

文部科学省科学技術・学術審議会人材員会『知識基盤社会を牽引する人材の育成と活躍の促進に向けて』2009年8月31日

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1287788.htm

文部科学省科学技術・学術審議会人材委員会（第31回）資料5「研究人材の将来需給調査（概要）三菱総合研究所」2005年3月31日

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/siryu/05052601.htm

文部科学省国立大学法人評価委員会総会（第29回）参考資料2「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて（通知）」2009年6月24日

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/kokuritu/gijiroku/attach/1279684.htm

文部科学省中央教育審議会答申『グローバル化社会の大学院教育～世界の多様な分野で大学院修了者が活躍するために～』2011年1月31日

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1301929.htm

文部科学省中央教育審議会答申『大学院における高度専門職業人養成について』2002年8月5日

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/020802.htm

文部科学省中央教育審議会答申『法科大学院の設置基準等について』2002年8月5日

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/020803.htm

文部科学省中央教育審議会教員の資質能力向上特別部会『教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（審議経過報告）』2011年1月31日

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo11/sonota/1301982.htm

文部科学省中央教育審議会教員の資質能力向上特別部会（第5回・第6回合同会議）配布資料1「教員の資質向上方策の見直し及び教員免許更新制の効果検証に係る調査集計結果（速報）」2010年9月14日

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo11/shiryu/1297700.htm

文部科学省中央教育審議会大学分科会大学院部会『大学院教育の実質化の検証を踏まえた更なる改善について 中間まとめ』2010年10月29日

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1298894.htm

文部科学省中央教育審議会大学分科会大学院部会専門職学位課程ワーキンググループ（第3回）配布資料3-1「専門職大学院の実態調査の結果概要」2010年1月27日

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/011/gijiroku/1289889.htm

文部科学省中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会『法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）』2009年4月17日

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1261059.htm

文部科学省科学技術政策研究所『「大学・大学院の教育に関する調査」プロジェクト第2部 我が国の博士課程修了者の進路動向調査報告書』2009年

<http://www.nistep.go.jp/achiev/ftx/jpn/rep126j/pdf/rep126j.pdf>

文部科学省科学技術政策研究所『博士号取得者の就業構造に関する日米比較の試み ― キャリアパスの多様化を促進するために』2003年

<http://www.nistep.go.jp/achiev/ftx/jpn/mat103j/pdf/mat103j.pdf>

文部科学省科学技術政策研究所『一博士人材の将来像を考える― 理学系博士課程修了者のキャリアパス』2010年

<http://www.nistep.go.jp/achiev/ftx/jpn/mat184j/pdf/mat184j.pdf>

文部科学省科学技術政策研究所『一博士人材の将来像を考える― 農学系博士課程修了者のキャリアパス』2010年

<http://www.nistep.go.jp/achiev/ftx/jpn/mat190j/pdf/mat190j.pdf>

文部科学省科学技術政策研究所『ポストドクター進路動向8機関調査 文部科学省『科学技術関係人材のキャリアパス多様化促進事業』平成18年度採択8機関に対する調査』2007年

<http://www.nistep.go.jp/achiev/ftx/jpn/mat148j/pdf/mat148j.pdf>

文部科学省科学技術政策研究所『ポストドクター等の雇用状況・博士課程在籍者への経済的支援状況調査 ―2007年度・2008年度実績―』2010年

<http://www.nistep.go.jp/achiev/ftx/jpn/mat182j/pdf/mat182j.pdf>

文部科学省科学技術政策研究所『ポストドクター等の研究活動及び生活実態に関する分析』2008年

<http://www.nistep.go.jp/achiev/ftx/jpn/mat159j/pdf/mat159j.pdf>

文部省大学審議会答申『大学院の整備充実について』1991年5月17日

文部省大学審議会答申『大学院の量的整備について』1991年11月25日

文部省大学審議会答申『大学教育の改善について』1991年2月8日

文部省大学審議会答申『21世紀の大学像と今後の改革方策について ―競争的環境の中で個性が輝く大学―』1998年10月26日

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/12/daigaku/toushin/981002.htm

文部省「法科大学院構想（仮称）に関する検討会議」『検討会議における議論の整理』2000年8月7日

<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/monbu-dex.html>

元村有希子「論説 大学院重点化は一体なんだったのか」『化学と工業』Vol.62-8（日本化

学会)、pp.873-874、2009年

<http://www.chemistry.or.jp/kaimu/ronsetsu/#2009>

リチャード・E・ニスベット『頭のでき 決めるのは遺伝か、環境か』水谷淳訳、ダイヤモンド社、2010年

G・M・ホジソン『現代制度派経済学宣言』八木紀一郎・橋本昭一・家本博一・中矢俊博訳、名古屋大学出版会、1997年

(2011年2月25日)

<福田光宏のホームページ> <http://fukuda.mond.jp/>